

各論【政策編】

目 次

各 論 【 政 策 編 】

○ 各論【政策編】について	1
I 地域に根ざし世界に挑む産業の育成	4
1 ものづくり産業の集積促進	7
2 食産業の展開	9
3 地域回遊交流型観光の推進	11
4 東アジアをはじめとした海外市場への展開	13
5 ものづくり産業人材の育成	15
6 雇用環境の改善	17
7 中心市街地の活性化	20
II 日本の食を守る「食料供給基地岩手」の確立	22
8 農林水産業をリードする経営体の育成	24
9 生産性・市場性の高い農林水産物の産地形成	27
10 消費者・実需者ニーズに対応した販路の拡大	30
III 「共に生きる岩手」の実現	32
11 医師確保をはじめとした地域医療の確保	34
12 子育て環境の整備	36
13 高齢者や障害者が地域で生活できる環境の構築	38
14 健康づくりの推進	40
IV 総合的な防災対策と危機管理の徹底	43
15 防災対策の強化	45
16 治安対策の推進による安全・安心なまちづくり	48

V 「ふるさとづくり」を担う人材の育成	50
17 家庭・地域と協働する目標達成型の学校経営への改革	53
18 児童生徒の学力向上	55
19 豊かな心を育む教育の推進	57
20 児童の体力向上	59
21 特別支援教育の充実	61
22 競技スポーツの強化	63
23 地域に根ざした高等教育機能の充実	65
24 多様な市民活動を牽引するさまざまな人材の育成と活用	68
25 団塊の世代を中心とした定住と交流の促進	70
VI 世界に誇れる「岩手の環境」の実現	72
26 新たな環境産業の創出	74
27 バイオマスなど新エネルギーの利活用の促進	76
28 地球温暖化対策の推進	78
29 廃棄物対策を通じた循環型地域社会の形成	80
30 多様で豊かな環境の保全	82
31 歴史遺産の継承と伝統文化の振興	84

各論【政策編】について

今日の私たちは、依然として厳しい雇用情勢や医療資源の地域偏在をはじめとしたさまざまな危機に直面しています。

一方で、本県の財政状況は、今後、さらに厳しさを増していく見通しとなっています。

このような中、今後は、徹底した行財政改革を進めるとともに、政策の「選択と集中」を図ったうえで、「地域経営」の視点を重視し、本県が有する強みを積極的に発揮した取組みを官民が一体となって展開していくことが重要となります。

◆ 政策編の構成等

○ 6本の政策の柱と31の政策項目

本県が直面する危機を希望へと変えていくため、「6本の政策の柱」のもと、31の政策項目を設定し、これに基づく取組みを、今後4年間、特に重点的・優先的に推進します。

また、快適・安全な日常生活や産業振興を進めていくうえで欠かすことのできない情報基盤や社会資本をはじめとした生活基盤の整備については、重点化を図りながら、今後も着実に推進していきます。

○ 官民が一体となって実現する「目指す姿」や役割分担等

それぞれの政策項目について、官民が一体となって実現する「目指す姿」やその具体的な「目標数値」を掲げたうえで、その実現に向けた「主な取組み内容」や「県、市町村、企業、NPOや県民の役割分担」、「具体的推進方策」なども示していきます。

◆ 「6本の政策」の柱の基本方向

I 地域に根ざし世界に挑む産業の育成

自動車産業を核としたものづくり産業のさらなる集積促進を進めつつ、平泉文化の世界遺産登録などを契機とした海外からの観光客の受け入れを促進するなど、地域に根ざし世界に挑む産業の育成を推進します。

II 日本の食を守る「食料供給基地岩手」の確立

本県の農林水産業をリードする経営体を育成するとともに、生産性・市場性の高い農林水産物の産地形成や、消費者・実需者ニーズに対応した販路の拡大に取組み、日本の食を守る「食料供給基地岩手」の確立に努めます。

III 「共に生きる岩手」の実現

医師の不足や地域偏在の解消に向けた取組みを強力に推進するほか、県民が一体となって互いの生活を支え合う「共に生きる岩手」の実現に向け、子育て世代の方々や高齢者、障害者など誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めます。

IV 総合的な防災対策と危機管理の徹底

地域の自主防災組織の強化のほか、市町村をはじめとした防災関係機関との連携を密にし、地震・津波、集中豪雨などに備えた防災体制を整えるとともに、警察の防犯体制を強化するなど、総合的な防災対策と危機管理の徹底を図ります。

V 「ふるさとづくり」を担う人材の育成

学力向上の取組みやキャリア教育を強化し、生徒の進路の可能性を広げる取組みを推進することなどをはじめ、県民総参加の「教育立県」を基本理念として、「人づくり」から「ふるさとづくり」を始めます。

VI 世界に誇れる「岩手の環境」の実現

本県が有する豊かな自然環境を次の世代へと引き継ぐため、地球温暖化対策や3Rを基調とする資源循環型の取組みのほか、バイオマスなどの新エネルギーの普及に努め、世界に誇れる「岩手の環境」の実現に向けた取組みを推進します。

この「6本の政策」の土台となる社会資本をはじめとした生活基盤は、私たちの快適・安全な日常生活や産業振興を進めていくうえで欠かすことのできないものであり、これらの基盤整備については、重点化を図りながら、今後も着実に推進していきます。

○ 社会資本の整備

全国と比較して立ち遅れていた社会資本整備については、新幹線や高速道路などの高速交通網をはじめとして、着実に整備が進みつつありますが、未だ不十分な状況にあります。

今後は、地域産業の振興を図るため、産業集積が進む内陸部と港湾を結ぶ道路や高規格幹線道路 IC へのアクセス道路などの整備、港湾の機能向上を進め、一層の物流の円滑化を図るとともに、農林水産業の生産基盤の整備を推進します。

頻発する集中豪雨や今後30年間で発生確率が99%と予測される宮城県沖地震などの自然災害から、県民の生命・財産を守るため、ハードとソフトの組み合わせによる災害に強い県土づくりを推進します。

また、快適で安全な地域社会の形成に欠くことのできない交通安全施設や污水处理施設については、地域の実情にあわせて計画的に整備を進めていきます

あわせて、橋梁をはじめとした老朽化が進む社会資本の計画的・効率的な維持管理・更新に取り組めます。

○ 地域交通ネットワークの維持・確保

公共交通は、地域社会の重要な基盤であることから、これまで財政支援等により支えてきました。しかし、人口減少や過疎化、少子高齢化の進行に伴い、利用者減少に歯止めがかからず、このままではその維持が困難となります。

このことから、県民の公共交通の利用促進を図るため、「岩手県公共交通利用推進協議会」での議論を踏まえ、市町村やNPO等と連携しながら、モビリティマネジメントの活用などによる県民の意識改革や利用環境の整備に取り組みます。

また、住民の重要な交通手段となっている三陸鉄道及びIGRいわて銀河鉄道については、市町村とともに、不断の経営の見直しを促しながら経営基盤の強化を図り、安全で安定した鉄道輸送サービスの維持・確保の支援に努めます。

さらに、バスについては、国と協調して必要な路線の維持に取り組みます。また、市町村が主体的に取り組むデマンド型交通や目的別運行バスの一元化など地域の実態に即した効率的な公共交通システムの構築の支援に努めます。

(注1) 岩手県公共交通利用促進協議会

県民による公共交通の利用推進を展開するため、NPO、学識経験者、関係行政機関、交通事業者等により、平成19年7月10日に設立した協議会

(注2) モビリティマネジメント

一人ひとりのモビリティ（移動）が社会的にも個人的にも望ましい方向に自発的に変化することを促す、コミュニケーションを中心とした交通政策

○ 情報通信基盤の整備

情報通信は、高齢者や障害者の社会参加の促進、医療・福祉や教育分野での活用など、いつでも、どこでも、誰でも、利用できるよう、その整備を進める必要があります。しかし、本県では条件不利地域が多いため整備が進展していません。

具体的には、ブロードバンド（高速大容量通信環境）、携帯電話、地上デジタル放送といった課題について、できるだけ早期に、かつ、効率的に、解決しなければなりません。そのため、光ファイバーの敷設などにより、その整備を着実に推進する必要があります。

県は、市町村、企業、NPO等との適切な役割分担のもとで、市町村が推進する情報通信基盤の整備のコーディネーター役として、整備計画の策定などに必要な情報の提供や人的・財政的支援に努めます。

◆ 様々な分野の既存のアクションプラン等との関係

現在、県では、「岩手県医師確保対策アクションプラン」や「高度情報化アクションプラン」、「岩手県警察総合治安対策プログラム」などのアクションプランに基づき、各分野の取組みを展開しています。

これらの取組みと本計画とを併せて推進していくことにより、本県が抱える様々な課題について、しっかりと対応していこうとするものです。

I 地域に根ざし世界に挑む産業の育成

I 地域に根ざし世界に挑む産業の育成

指標名に続く数値は、
現状値(H18)⇒目標値(H22)

1 ものづくり産業の集積促進

【指標:ものづくり関連分野の製造品出荷額 ①15,590⇒17,000億円】

- ①川上企業と川下企業のネットワーク構築
- ②地場企業の育成強化、基盤技術の高度化
- ③技術開発の取組強化
- ④企業誘致の取組強化
- ⑤ものづくり産業人材の育成強化
- ⑥広域連携の強化
- ⑦物流の円滑化

2 食産業の展開

【指標:食料品製造出荷額 ②3,076⇒3,350億円】

- ①中核企業等の重点密着支援
- ②食産業クラスターの育成
- ③地域主導の取組みを専門的に支援
- ④民間ノウハウの活用

3 地域回遊交流型観光の推進

【指標:県外観光客数 16,101⇒17,500千人回 うち県外宿泊者数 2,983⇒3,300千人回】

- ①集客資源・人材を「育てる」
- ②観光商品を「創る」
- ③お客様に「来ていただく」
- ④国際観光
- ⑤国内観光
- ⑥日帰り観光
- ⑦広域連携の推進

4 東アジアをはじめとした海外市場への展開

【指標:東アジア地域への輸出額 ⑦401億円⇒50%増(600億円)】

【指標:外国人観光客数 ⑩10.9万人回⇒50%増(13.4万人回)】

- ①観光客の誘致
- ②中小企業の海外ビジネス展開支援
- ③海外の高度産業人材の活用・育成
- ④農林水産物等の戦略的な輸出の展開

5 ものづくり産業人材の育成

【指標:製造業に就職した者の県内割合(新規高校卒) 77.2%⇒80%】

【指標:工業高校等における技能士数(普通旋盤・電子機器組立等 56⇒110人(年間)】

- ①産学官連携ネットワークによるものづくり人材育成
- ②ものづくりに関するキャリア教育の充実
- ③実践的教育によるものづくりスペシャリストの育成
- ④中小企業における高度技術者の育成支援

6 雇用環境の改善

【指標: 求人不足数 (⑩6,411(4,282)⇒3,000(3,000)人(※うち県北・沿岸圏域))】

【指標: 産業振興施策による雇用創出数(累計) →5,000(1,200)人以上 (※うち県北沿岸)】

【指標: 正規雇用求人不足数 14,867人⇒11,000人】

【新規高卒就職者1年目離職率 27.7⇒25.2%】

- ①雇用の場の創出
- ②公正な雇用の確保
- ③中・高・大学生など若年者のキャリア形成の支援
- ④高校生の就職支援
- ⑤年長フリーターをはじめとする既卒(地域)の若年者の就業支援
- ⑥県内中小企業の採用力強化支援

7 中心市街地の活性化

【指標: 中心市街地歩行者通行量(増加率) 100⇒110%】

- ①中心市街地活性化基本計画認定及び各種補助事業等導入支援
- ②「まちづくり主体」の育成・強化
- ③先導的活性化プロジェクトの創出に対する支援

ものづくり産業の集積促進

1 目指す姿

ものづくり基盤技術の高度化と集積が一層進み、高度な部材の供給基地として国際的な競争力を持つとともに、この強みを生かし自動車関連産業や半導体関連産業などの集積が進み、国内有数の「ものづくり産業集積地」が形成されています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
ものづくり関連分野（輸送用機械、半導体製造装置、電子部品・デバイス等）の製造品出荷額	15,590 億円 ^①	17,000 億円

【目標値の考え方】

平成 18 年度に策定した産業成長戦略において、10 年後の製造品出荷額の概ね 2 割増（約 3,200 億円増）を目指しており、これまでの伸び率も考慮し、22 年度の目標値を 17,000 億円（約 1,400 億円増）とするもの。

現状

- 平成 16 年における製造品出荷額(食料品なども含む)は 24,125 億円(4 人以上の事業所)と、全国 30 位となっています。
- 平成 19 年に実施した県民意識調査において、「新しい工場や事業所ができ、地域経済が活性化していること」を約 65%が重要と回答しています。

2 目指す姿を実現するための取組み

優れた産業人材の育成とものづくり基盤技術の高度化を進め、高度な機能や品質を持つ部品や材料を供給できる企業群の集積を推進します。さらに、これらの強みを生かして、自動車関連産業や半導体関連産業の集積を進め、電気・電子、精密機械産業などとともに連峰型の産業集積を実現します。

このため、特に、市場に近い誘致企業等と基盤技術を有する中小企業等とが交流・連携する「擦り合わせ」を促進します。

また、地域の産業支援機関や研究機関の連携を強化して、企業ニーズに対応した体系的な支援体制を構築することにより、基盤技術の高度化と研究成果の事業化を進めます。

さらに、産業競争力の強化を支援するため、経済活動の基盤となる道路整備を進め、物流の円滑化を図ります。

主な取組み内容

- **川上企業と川下企業のネットワーク構築**
自動車や半導体関連産業などの「ものづくり産業」の具体的なニーズや課題解決に向けて、誘致企業などの完成品メーカーと基盤技術を有する中堅・中小企業が交流・連携する機会を創出し、完成品メーカーによる「育成支援」の仕組みづくりを推進します。
- **地場企業の育成強化、基盤技術の高度化**
企業ニーズに対応した体系的な支援体制を構築することにより、基盤技術の高度化を強力に支援するとともに、生産工程の改善指導や技術展示商談会の開催、取引支援、人材育成支援などにより、品質・コスト・納期などの面において競争力のある中小企業を育成します。

○ 技術開発の取組強化

大学・試験研究機関等における研究分野を重点化し、産学官金連携による素材系（酸化亜鉛、コバルト合金等）、基盤技術系（金型、鋳造、表面処理等）、自動車・半導体関連応用製品（発光ダイオード、プリント基板等）の技術開発と研究成果の事業化を推進します。

○ 企業誘致の取組強化

大型の設備投資奨励補助金、税制などの各種優遇制度を活用して、自動車や半導体関連産業をはじめとした完成品メーカーの誘致を強力に推進するとともに、研究開発機能を有する企業の誘致を推進します。

○ ものづくり産業人材の育成強化

教育界と産業界の緊密な連携体制のもとで、工業高校や産業技術短大への専攻科の設置、岩手大学大学院への企業人材の派遣支援、さらには岩手県立大学における実践講座開設による高度技術者の養成、小中学校や高校におけるものづくりに関するキャリア教育などを推進します。

○ 広域連携の強化

隣県等と共同で自動車関連技術展示商談会を開催するなど、産学官による広域連携を進め、県域を越えた産業クラスターの基盤を形成し、技術開発力や域外への部品・製品供給能力の向上など、広域地域全体としての競争力を強化します。

○ 物流の円滑化

内陸部の工業団地や流通基地などの物流拠点と港湾を結ぶ道路、また、高規格幹線道路ICへのアクセス道路などの整備を進め、物流の円滑化を図ります。

3 取組みにあたっての役割分担

ものづくり産業の集積を進めるためには、主体である民間企業が技術レベルを向上させ、競争力を高めていくことが必要です。

このため、県においては、企業自らが業界の動向やニーズを把握し、企業間や大学、行政等との交流・連携を進めていくことができる産学官ネットワークの構築や育成支援の仕組みづくりに取り組むとともに、県域を越えた産業クラスター基盤の形成に取り組めます。

県	市町村・産業支援機関	企業等
<ul style="list-style-type: none"> ・他県との連携など広域的な産業振興施策の企画・調整 ・産学官金ネットワークの構築 ・企業誘致 ・研究開発支援・取引支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の産業振興施策の企画・調整 ・企業誘致（市町村） ・研究開発支援・取引支援など 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術レベルの向上 ・研究開発の推進・取引拡大など

食産業の展開

1 目指す姿

本県の特徴ある「安全・安心な食」を核として、一次産業から二次、三次産業までの緊密な連携により、新しいビジネス展開や販路開拓が活発化し、高い付加価値生産性を持つ総合産業として成長しています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
食料品製造出荷額	3,076 億円 ^①	3,350 億円

【目標値の考え方】

平成 18 年度に策定した産業成長戦略において、10 年後の出荷額を概ね 1 割増（約 300 億円増）を目指しており、これまでの伸び率も考慮し、22 年度の目標値を 3,350 億円（約 150 億円増）とするもの。

現 状 等

- 平成 17 年の食料品製造出荷額は 3,076 億円と、平成 7 年比 8.9% 減となるなど漸減傾向となっています。
- 平成 19 年に実施した県民意識調査において「地域の農林水産資源や技術を生かした加工食品等が開発され販売されていること」、「新しい商品の開発やサービスの提供などに取り組むなど、その事業活動が活発であること」について、約 5 割が重要と回答しています。

2 目指す姿を実現するための取組み

食産業の振興に当たっては、食の安全・安心をベースにして商品開発・流通・販売プロセスなどを改革していく観点から、従来にも増して、マーケットイン重視の取組みを強化していく必要があります。

このため、各分野に精通した専門家、県内外の有力企業や大学、試験研究機関、金融機関等による食産業支援のためのネットワークを一層強化し、地域の経済・雇用を支える中核的な企業や農林水産事業者を重点的に支援・育成します。

主な取組み内容

- **中核企業等の重点密着支援**
県内外の有力企業（小売、メーカー等）が持っているマーケットや商品開発力、情報などを活用しながら、今後の成長が期待できる地場企業や販路拡大等に意欲的に取り組んでいる生産者等に重点密着し、取引支援や経営指導などを進めます。
- **食産業クラスターの形成**
雑穀ややまぶどうなど産業化が有望なシーズ（食材）について、戦略的に連携（取引支援・機能性食品などの研究開発・企業誘致）を進展させ、食産業クラスターを形成するとともに、食材の安定供給体制の整備を図り、食関連産業全体のスケールアップを推進します。
- **地域主導の取組みを専門的に支援**
地域主導で進めている域内の小規模事業者等を対象とした製品開発や販売戦略などを、産学官が一体となって専門的に支援することにより、地域の人材を育てながら、成功事例の創出を促進します。
- **民間ノウハウの活用**

本県の産業振興に関する有意義な指導助言を行う岩手県産業創造アドバイザーや、量販店のバイヤーOB等が外食・中食事業者等との取引拡大を支援する食のプロフェッショナルチームの活動を強化し、民間のノウハウの積極的な活用により、産地加工・商品開発の促進や販路の拡大を図ります。

3 取組みにあたっての役割分担

本県が、安定的かつ持続的な地域経済基盤を構築していくためには、地域の資源や人材を結集しながら、官民の総力を上げた取組みを進めていくことが重要です。

このため、本県の特徴ある農林水産物を生かす「食」を核として、1次、2次、3次産業の緊密な連携をさらに推進するとともに、産業界、経済団体をはじめ、さまざまな力を合わせた協働の取組みを強化します。

県	市町村	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県産業創造アドバイザーや食のプロフェッショナルチーム等、民間力の活用 ・広域的な産業振興施策の企画・コーディネート ・産学官金によるネットワークの構築 ・各種支援制度の活用による企業や生産団体等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産者（加工グループ）等への活動支援、食材情報の蓄積・発信 ・域内の産業振興施策の企画・実施 ・地域内の商工関係団体等との連携・協働による企業・生産者団体等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び市町村との連携・協働による食産業振興への取組み強化 ・地域産業関連団体等とのネットワーク構築による企業との連携強化

地域回遊交流型観光の推進

1 目指す姿

本県の豊かな自然、食のめぐみ、祭り、行事などを背景として、国内外の観光客が地域住民とともに楽しみ、体験する「地域回遊交流型観光」が県内各地域で実践され、多くの観光客が訪れ、地域経済が活性化しています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
県外観光客数	16,101 千人回 (注)	17,500 千人回
うち県外宿泊者数	2,983 千人回(注)	3,300 千人回

【目標値の考え方】

平成 18 年度に作成した産業成長戦略において、10 年後 (H27) に 1 割増を目指しており、これに基づき 22 年度の目標値を、県外観光客数は 17,500 千人回、うち県外宿泊者数は 3,300 千人回とするもの。

現状等

- 平成 18 年の観光レクリエーション客入込数は、37,961 千人回と、平成 13 年比 3.3% 減となっている一方、外国人観光客数は、109 千人回と平成 13 年の 2.0 倍と大きく増加しています。
- 平成 19 年に実施した県民意識調査において「県内の観光地の魅力が重要」と考えている人は 67.8% であり、不満 (40.4%) が満足 (22.9%) を上回っています。

(注) 人回：観光レクリエーション客の入込数の単位で、県内の観光地や市町村をゲートとしてカウントする延べ人員数をいう。

2 目指す姿を実現するための取組み

地域の特色や資源を最大限に生かし、集客資源や人材を「育てる」、観光商品を「創る」、お客様に「来ていただく」など地域の観光力を強化しながら、「国際観光」、「国内観光」、「日帰り観光」などの旅行形態に合わせた地域回遊交流型観光を推進します。

また、多様化・高度化する観光ニーズに的確に対応しながら、東北ブランドとしての広域観光、国際観光の地歩を固めていくため、県境を越えた広域連携をさらに進めます。

主な取組み内容

【観光力（経営力・企画力・営業力）の強化に向けた取組み】

- 集客資源・人材を「育てる」
 - ・地域の祭りや行事、伝統食、地場産業体験など、集客が期待される素材を発掘し、旅行商品への取り込みを通じて、新たな観光資源として育てます。
 - ・観光施設・宿泊施設等の従業員を対象とした講習会の開催等により、旅行者がまた訪れたいと思うもてなしの心と態度（ホスピタリティ）を身に付けた人材を育成します。
 - ・観光施設・中核宿泊施設等の経営力の強化に向け、産業支援機関による経営改善指導等を強化します。
- 観光商品を「創る」
 - ・伝統工芸品をはじめとした地場産業の振興を図りながら、地域の食文化などとともに体験型の観光資源として生かしていくなど、他産業と観光とが連携した取組みを促進し、地域の観光商品力を強化します。
 - ・地域の歴史、文化、自然、イベント、交通アクセスなど、着地（本県）からのきめ細かい情報発信を強化するとともに、こうした地域資源を生かした着地型の新たな旅行商品の提案を推進します。

○ お客様に「来ていただく」

- ・顧客ニーズをしっかりと把握し、リピーターを確保・拡大していく観点から、国際観光、国内観光、日帰り観光などの観光形態や旅行者の年代層等に応じたニーズ把握などを踏まえたマーケティング活動を進めます。
- ・グリーン・ツーリズムでは、民間主体による受入窓口体制の整備を促進するとともに、県北・沿岸を重点として、体験型教育旅行の受入農林漁家の拡大を支援します。

【観光の態様（タイプ）に応じた取組み】

○ 国際観光

東北各県と連携した広域観光情報の発信・旅行商品の造成を進めるとともに、ソウル、シンガポール、大連の各海外事務所を有効活用しながら、東アジア圏（特に、韓国、中国、台湾、香港、シンガポール）をターゲットに、国別に対象エリアや階層、旅行形態を絞り込んだ誘客を推進します。

○ 国内観光

- ・「平泉の文化遺産」を観光戦略上、最も重要なテーマとしてとらえ、平泉地域を国際文化都市として岩手の観光ブランドとするとともに、その効果を全県下に波及させ、観光客の増加が地域経済の活性化に効果的につながるしくみをつくります。
- ・農林水産業や地場産業と宿泊施設等が連携しながら、農山漁村の食文化や暮らし、漆器・木工などの地場産業体験を新たな観光資源として活用し、グリーン・ツーリズムなど本物体験により感動がもたらされる体験型観光を強化します。
- ・子どもの感性を磨く体験型の教育旅行の拡大について重点的に推進するほか、岩手の歴史・文化を観光資源として再発掘し、学びの旅を促進します。
- ・地域の魅力的な食材が宿泊施設等において積極的に活用されるよう、地域の中核的な宿泊施設を中心とした近隣地域等との連携や、宿泊施設間の共同仕入れ等を促進します。

○ 日帰り観光

特色ある農林水産物、大自然の魅力などの集客資源を積極的に生かしながら、産直・交流施設の集客力や収益向上、I G R・三陸鉄道等と街歩きとの組み合わせ、教育旅行の拡大等、新たな観光のビジネスモデルを創出します。

【広域連携の推進】

- 北東北三県を始め、東北各県との連携をさらに強めながら、スケールメリットを生かした観光情報・旅行商品情報の提供や広域旅行商品の造成促進などにより、国内外からの観光客の大幅な増加を目指します。

3 取組みにあたっての役割分担

観光産業は、交通、輸送、ホテル・旅館、飲食などの産業はもとより、農業・漁業など幅広い分野に関連する産業であり、地域経済の中で大きな役割を果たしています。

このため、観光事業者のみではなく、交通や農林水産業をはじめとする地場産業と連携した地域ぐるみの取組みの拡大に向け、地域の様々な力を結集していきます。

県	市町村	企業・団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・広域的な観光施策の企画・コーディネート・実施 ・市町村・民間事業者・地域のリーダーへの協力・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の観光施策の企画・コーディネート・実施 ・地域内の魅力ある観光地づくり、観光情報の収集・提供 ・地域内の民間事業者間の連絡調整・取引支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・観光素材の掘り起こし、旅行商品の提案、情報発信、受入れ態勢の整備 ・県・市町村・他産業等との連携・協働による観光振興

東アジアをはじめとした海外市場への展開

1 目指す姿

県産品輸出にかかる多様な流通チャネルが構築され、海外における県産品の販路が拡大しています。また、海外からの旅行商品が造成され、本県への外国人観光客が増加し、地域経済が活性化しています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
東アジア地域への輸出額	401 億円 ^⑥	輸出額 50%増 (600 億円)
外国人観光客数	10.9 万人回 ^⑥	観光客数 50%増 (13.4 万人回)

【目標値の考え方】

海外における県産品の販路拡大や、海外からの旅行商品の造成を図り、平成 18 年から 22 年までの 5 年間で、東アジア地域への輸出額及び外国人観光客数の 5 割増を目指すもの。

現 状 等

- 平成 17 年度の総輸出額は 2,330 億円と平成 7 年度の 1.9 倍、特に、中国への輸出額は 2.5 倍となっています。
- 平成 18 年の外国人観光客数は 10.9 回万人回と平成 7 年の 4.0 倍、特に、台湾、香港からの観光客数はそれぞれ 9.1 倍、35.0 倍と著増しています。
- 平成 18 年度の外国人留学生は 334 名と平成 8 年度の約 2 倍に増加しています。

2 目指す姿を実現するための取組み

ヒト、モノ、カネ、情報が国境を越えて自由に行き交うグローバル化の進行のもと、特に、成長著しい東アジア圏は、「世界の工場」としての地位を築きつつ、同時に「新たな成長市場」として脚光を浴びており、本県の中小企業や農林水産業、観光産業の成長に大きなチャンスをもたらしています。

一方、本県は、人材、技術、安全・安心への対応など、東アジア地域のさらなる発展に十分かつ的確に貢献できるポテンシャルを有していることから、本県が東アジアの一員との認識のもと、「地域と地域」という観点に立った互恵的で多面的な連携を基本に据えつつ、「観光客の誘致」、「中小企業の海外ビジネス展開」、「海外の高度産業人材の活用と育成」、「農林水産物等の戦略的な輸出の展開」を進めます。

主な取組み内容

○ 観光客の誘致

海外観光客の受入機運の醸成を図りながら、東北各県との連携強化を視野に入れて、観光情報の発信や海外からの旅行商品の造成・販売を促進します。

○ 中小企業の海外ビジネス展開支援

ものづくり産業を軸に、東アジア規模での生産ネットワークが形成され、高度化が進んでいることから、本県のものづくり産業、特にその基礎となる基盤技術分野の中小企業の東アジア展開を支援します。

また、水産加工分野においても、国際競争力の強化や海外市場の開拓に向け、中小企業の海外ビジネス展開への支援を強化します。

○ 海外の高度産業人材の活用・育成

海外にネットワークを持つ優秀な外国人留学生等を本県の貴重な人材と位置づけ、県内企業とのマッチングを図り県内企業への就職を支援します。また、帰国した留学生等についても、海外支援拠点を設置するなどにより、本県との綿密なネットワークの形成に努めます。

○ 農林水産物等の戦略的な輸出の展開

海外事務所の機能を有効に発揮させつつ、商社等民間のノウハウを積極的に活用して、高品質で安全・安心な本県農林水産物・加工食品等のブランドを確立し、販路を拡大します。

3 取組みにあたっての役割分担

「地域と地域」という観点に立って、本県と東アジア各地域との相互発展のための互恵的な連携を強化することが、成長市場への県産品の進出などの基盤構築につながっていくものと考えられます。

このような認識に立って、市町村、各産業支援機関と連携し、海外事務所を積極的かつ有効に活用しながら、各分野において多面的な取組みを強化します。

県	市町村	産業支援機関	生産者団体・企業等
<ul style="list-style-type: none"> ・ 互恵的かつ多面的な連携に向けた農業・水産業分野等における作物栽培技術、海洋環境保全技術の交流 ・ 物産展、商談会開催等販路開拓に係る事業の企画・実施及び個別企業の海外ビジネス支援 ・ 国際観光見本市出展などの企画・実施及び旅行商品造成支援 ・ 帰国留学生等サポートのための海外拠点センターの設置、関係機関の調整・支援、海外自治体研修員の受入れ 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物産・観光団体との連携・協働による企業支援 ・ 在外外国人への住民サービスの提供 	<p>【(社)岩手県産業貿易振興協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大連経済事務所の運営及び企業支援 <p>【(財)岩手県観光協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 北東北三県・北海道ソウル事務所の運営及び企業支援 <p>【岩手大学・岩手県立大学・北里大学・東京大学海洋研究所・県水産技術センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 東アジアとの学術交流 <p>【大学】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 留学生受入れ、留学生への情報提供 <p>【岩手県国際交流協会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奨学金支給など留学生支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ マーケットインの視点による生産拡大 ・ 貿易ノウハウの習得 ・ 植物検疫制度への積極的な対応 ・ ビジネスモデルの確立・実証 ・ 自立した輸出活動の実践 ・ 留学生等の積極的採用 ・ インターンシップの受入れ等

ものづくり産業人材の育成

1 目指す姿

産業成長の基礎となる優れたものづくり産業人材が継続的に育成され、地域製造業の生産性が向上し国内外における競争力が高まるとともに、こうした人材育成の強みを活かした企業誘致などにより、地域の経済が活性化しています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
①製造業に就職した者の県内割合 (新規高校卒)	77.2%	80.0%
②工業高校等における技能士数 (普通旋盤・電子機器組立等)	年間 56 人	年間 110 人

【目標値の考え方】

- ① 製造業に就職する新規高卒者の県内事業所への就職割合について、年平均概ね 1% 増を目指すもの。
- ② 平成 18 年度の技能士数 56 人の倍増を目指すもの。

現状等

- 平成 19 年に実施した県民意識調査において「地域の産業を担う人材の育成」や「地域経済の活性化」について、約 7 割が重要と回答しています。
- いわて産業人材育成会議（構成：産業界、教育界の有識者）では「産学官が連携した地域ものづくりネットワークによる新しい人材育成の仕組み」を提言しています（平成 17 年 11 月）。

2 目指す姿を実現するための取組み

教育界と産業界の緊密な連携体制のもとで、工業高校や産業技術短大への専攻科の設置、岩手大学大学院への企業人材の派遣支援、さらには、岩手県立大学における実践講座開設による高度技術者の養成、小中学校や高校におけるものづくりに関するキャリア教育などを積極的に推進します。

主な取組み内容

- 産学官連携ネットワークによるものづくり人材育成
ものづくり産業人材を育成するための産学官連携ネットワーク（地域ものづくりネットワーク）を基盤として、産業界と教育界が連携しながら、優れた技術・技能を持つ企業関係者が工業高校に出向いての現地指導や小中学校の児童生徒を対象としたものづくり教室等の実施、工業高校の生徒の長期インターンシップや教師の企業現場研修などの取組みを進めることにより、地域産業のニーズに対応した優秀な人材を育成します。
- ものづくりに関するキャリア教育の充実
産業界と教育界が連携し、義務教育段階からものづくりに関するキャリア教育を充実させることにより、児童生徒のものづくりに対する職業観や勤労観を醸成します。
- 実践的教育によるものづくりのスペシャリストの育成
地域産業のニーズに対応して黒沢尻工業高等学校及び産業技術短期大学校に専攻科を、水沢工業高等学校に自動車専攻コースを、宮古高等技術専門校に金型技術科を設置し、大学や高等専門学校、地域企業と連携した実践的な教育を行うことにより、優れた技術・技能を有するものづくりのスペシャリストを育成します。
- 中小企業における高度技術者の育成支援
県内で製造業を営む中小企業における大学院卒等の人材確保が困難な中で、中小企業自らが岩手大学大学院に従業員を派遣して高度技術者を育成する取組みを支援します。

3 取組みにあたっての役割分担

産業成長を実現していく上で、優れた人材の育成は最も基礎的かつ重要な政策です。本県は、これまで先駆的な取組みを進めてきているところですが、今後、教育界と産業界の緊密な連携体制のもとで、さらに小中学校段階から高校、大学、企業人材に至るまで、各ステージに対応した広範囲で強力な取組みを総合的に進めます。

県・市町村	学校	企業	産業支援機関・大学・高専
<ul style="list-style-type: none"> 産学官連携ネットワークの立ち上げ、運営を支援 産業界と教育界の連携を支援 	(小中学校) <ul style="list-style-type: none"> 企業等と連携したキャリア教育の推進 (工業高校等) <ul style="list-style-type: none"> 企業ニーズに対応した実践的教育の推進 企業講師の受入体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 学校への講師の派遣 生徒のインターンシップと教師の現場研修の受入 生徒や教師、保護者等の工場見学の受入 企業人材の継続的な育成 	<ul style="list-style-type: none"> 工業高校専攻科等への講師の派遣等 企業人材のリカレント教育の充実 企業ニーズに対応した研修の実施

雇用環境の改善

1 目指す姿

県内に職を求める者が県内で希望どおりに就職できるような雇用環境の改善が進んでいます。県北・沿岸圏域で職を求める者が県北沿岸圏域で就職できる、正規雇用での採用を希望する者が正規雇用で採用されるような環境の整備が進んでいます。

また、若年者が地域の産業を支える人材として能力を発揮できるよう支援する仕組みづくりが進んでいます。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
①求人不足数 (求人不足数=月あたり有効求職者数-月あたり有効求人数) (うち県北・沿岸圏域の求人不足数)	6,411 (4,282)	3,000 (3,000)
②産業振興施策による雇用創出数(累計) (うち県北・沿岸圏域の雇用創出数)	— (—)	5,000人以上 (1,200人以上)
③正規雇用求人不足数 (正規雇用求人不足数=月あたり常用フルタイム有効求職者数-月あたり正社員有効求人数)	14,867	11,000
④新規高卒就職者1年目離職率	27.7	25.2

【目標値の考え方】

- ① 平成18年度における求人不足数(6,411人)の半減を目指すもの。
- ② 産業振興施策の推進により、5,000人の雇用創出を図ることを目指すもの。
- ③ 平成18年度における正規雇用求人不足数(14,867人)を4分の3まで縮小させることを目指すもの。
- ④ 全国の過去5年間の新規高卒就職者1年目離職率の平均値まで引き下げることを目指すもの。

目指す姿を取巻く状況

- 求人不足数はここ数年減少している(H16:14,151人、H17:11,902人)ものの、雇用の絶対数が不足する状況は未だ継続しています。
- 全国的に正規雇用から非正規雇用へのシフトが進んでおり、正規雇用での採用を希望しても採用されにくくなっています。
- 新規高卒者の就職率は向上(H17:94.5%⇒H18:95.3%)していますが、早期離職率が全国平均よりもやや高くなっています(1年目離職率:本県27.7%、全国24.8%)。
- 新卒者等の地元就職志向が根強い状況の中、新規高卒者県内就職率が年々低下するなど、県内への就職・定着が進まない状況にあります。

2 目指す姿を実現するための取組み

目指す姿を実現するためには、質の高い雇用の場を十分に確保するとともに、地元産業界が求める人材を育成し、個々の求職者の希望を尊重しつつ両者を適切に結びつけていく必要があります。

このため、県内全域、特に県北・沿岸圏域において雇用の場の創出に取り組むとともに、質的な面にも着目し、公正な雇用の確保を図ります。

また、社会人としての基礎を築く大事な時期にある中・高・大学生、年長フリーターをはじめとする既卒(地域)の若年者のキャリア形成や就職、職場定着等を総合的に支援するとともに、県内中小企業の採用力強化を支援します。

主な取組内容

○ 雇用の場の創出

「新しい地域経営の計画」に盛り込んでいる産業振興施策の推進による雇用の場の創出を図ります。

特に県北・沿岸圏域において、「県北・沿岸圏域における産業振興の基本方向」及び「新しい地域経営の計画・地域編」に盛り込んでいる産業振興施策を積極的に推進し、雇用情勢回復の実感に直結するような成果を挙げられるように取り組みます。

○ 公正な雇用の確保

正規雇用の拡大等について、産業関係団体への要請活動やシンポジウム・フォーラムの開催等、事業所への働きかけを強化するとともに、正規雇用のみを対象とした就職面接会を開催するなど、県内事業所における正規雇用拡大を支援します。

また、正規雇用と非正規雇用の処遇の格差是正に関する法制度改正や、派遣・請負業の適正な運営を確保するための指導の継続を国に要請します。

○ 中・高・大学生など若年者のキャリア形成の支援

各学校が主体的に取り組むキャリア教育の一環として、地元産業界の協力を得ながら、キャリア形成を支援するメニューを提供します。

○ 高校生の就職支援

新卒雇用事業所を集中的に訪問して新卒者の状況を把握するとともに、それらの情報を生かしながら、就職希望の高校生が早期に内定を獲得し、就職先にしっかりと定着できるよう支援します。

○ 年長フリーターをはじめとする既卒（地域）の若年者の就業支援

ジョブカフェいわて及び地域ジョブカフェ等を拠点として、職業の適性把握やスキルアップ等の就業支援サービスを提供します。

○ 県内中小企業の採用力強化支援

若年者の県内への就職・定着が進むよう、地域ものづくりネットワーク等と連携し、企業の魅力発信のためのプレゼンテーション能力の向上や戦略的なインターンシップの実施、新卒者受入環境の整備等、県内中小企業の採用力強化を支援します。

3 取組みにあたっての役割分担

市町村と緊密に連携し、地域雇用の創出・拡大の観点から、産業振興施策や企業誘致活動を積極的に推進するとともに、県内事業所に対する正規雇用拡大の働きかけを強化します。

また、若年者の就業支援については、地域の資源や潜在能力を引き出して、地域オリジナルの若年者就業支援体制を構築します。

県	市町村	県内事業所
<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業のマーケット拡大支援 ・企業誘致 ・企業への正規雇用拡大の働きかけ、支援 ・国への法制度改正・指導強化要請 ・若年者本人の支援 ・若年者を受け入れる事業所の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元企業のマーケット拡大支援 ・企業誘致 ・企業への正規雇用拡大の働きかけ、支援 ・国への法制度改正・指導強化要請 ・若年者本人の支援 ・若年者を受け入れる事業所の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・雇用（特に正規雇用）の拡大、労働環境の改善 ・若年者の受入環境の整備 ・若年者のキャリア形成への協力

中心市街地の活性化

1 目指す姿

コンパクトシティの考えを基本とした官民一体となった戦略的取り組みや地域が「自ら考え、自ら行う」活性化プロジェクトの推進などにより、「まち」の魅力や利用価値が高まり、様々な交流や活動、事業展開が活発化しています。

指 標	現状 (H18)	目標値 (H22)
中心市街地歩行者通行量 (増加率) ※	100	110

【目標値の考え方】

自律的まちづくりモデル創出支援事業実施地区 (H19~H21 8地区予定) の歩行者通行量の一割増を目指すもの。

現 状 等

- 県内主要中心市街地※の歩行者通行量は、「まちづくり三法」制定時 (1999年) に 386,967 人/日でしたが、2006年では 215,233 人/日となっており、およそ 4割強減少しています。

※主要中心市街地：合併前 11 市 (盛岡市、花巻市、北上市、水沢市、江刺市、一関市、遠野市、釜石市、宮古市、久慈市、二戸市) における中心市街地区域 (旧中心市街地活性化法による)

2 目指す姿を実現するための取組み

コンパクトシティの考え方によるまちづくりの具体化に向けて、市町村との共通理解の形成と、県、市町村における多様な取組みの促進を図るとともに、「まちづくり主体」(旧 T M O、まちづくり会社、中心市街地活性化協議会等) の育成・強化、特色ある先導的活性化プロジェクトに対する支援などを行います。

主な取組み内容

- 中心市街地活性化基本計画認定及び各種補助事業等導入支援
 - ・ 中心市街地活性化法に基づく基本計画の策定など、「コンパクトシティ」の実現に向けた地域の戦略的な取組みに対し支援を行います。
 - ・ また、中心市街地活性化に資する各種事業 (まちづくり交付金事業等) の先進事例の紹介や事業の導入を支援します。
- 「まちづくり主体」の育成・強化
 - ・ 「自律的まちづくりモデル創出支援事業」などにより、「まちづくり主体」における「組織」、「人材」の育成・強化に向けて、意欲ある地域の取組みを重点支援します。
 - ・ また、これらの重点支援によるモデル的取組みの成果 (ノウハウ) などを広く全県に波及展開し、小規模な地域商店街などにおける創意工夫あふれる取組みにつなげていきます。
- 先導的活性化プロジェクトの創出に対する支援
 - ・ 「いわて希望ファンド」などの活用により、戦略的かつ革新性をもつ特色ある先導的プロジェクトの創出を支援します。

3 取組みにあたっての役割分担

「中心市街地活性化」にむけては、地域の主体性と創意工夫に基づいた取組みが何よりも重要です。このため、地域における各主体が、共通のビジョン・目的と戦略的な考えのもと、連携して取組みを図る環境づくりを進めていきます。

県	市町村	まちづくり主体	事業者	住民、関係団体
<ul style="list-style-type: none"> ・「コンパクトシティ」の考え方の整理・理解形成 ・意欲的な地域との連携によるモデル的取組みの創出と成果等の全県への波及 	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくり」のビジョンの明確化 ・地域の様々な主体との協働による戦略的なプロジェクトの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な主体の連携促進、人材の育成・強化等（連携軸としての役割） ・行政・関係機関への積極的提案、プロジェクトの推進・運営主体としての関与等（行動軸としての役割） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地のポテンシャルを活用した創意工夫あふれる事業活動の展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村、まちづくり主体の行う取組みへの人的協力、提案、資金的支援等の実施（参画） ・まちづくりの取組みへの理解と「まちづくり意識」の醸成（協力）

Ⅱ 日本の食を守る「食料供給基地岩手」の確立

Ⅱ 日本の食を守る「食料供給基地岩手」の確立

指標名に続く数値は、
現状値(H18)⇒目標値(H22)

8 農林水産業をリードする経営体の育成

【指標：認定農業者数 7,673人⇒8,500人】

【指標：集落型の農業経営体数 133⇒200経営体】

【指標：地域けん引型林業経営体数 0⇒30経営体】

【指標：中核的な養殖漁業経営体数 ①377⇒600経営体】

- ①地域農業の核となる経営体の育成
- ②地域の森林経営を担う経営体の育成
- ③地域の養殖漁業を担う経営体の育成

9 生産性・市場性の高い農林水産物の産地形成

【指標：農業産出額 ①2,541⇒2,600億円】

【指標：林業産出額 ①188⇒220億円】

【指標：漁業生産額(沿岸漁業) ①289⇒340億円】

- ①岩手らしい安全・安心なサプライチェーンの確立
- ②競争力のある農畜産物産地の形成
- ③需要に対応した林産物産地の形成
- ④市場性の高い水産物産地の形成

10 消費者・実需者ニーズに対応した販路の拡大

【指標：園芸作物(野菜・果実)の契約取引率 ①24⇒30%】

【指標：特用林産物(乾しいたけ)の契約取引率 ①8⇒30%】

【指標：水産物(わかめ)の契約取引率 ①0⇒5%】

- ①民間ノウハウの積極的な活用
- ②農林水産物のブランド化の促進
- ③食品産業など関連産業との連携による農林水産物の高付加価値化
- ④地産地消運動の新たな展開による県産食材利用の促進

農林水産業をリードする経営体の育成

1 目指す姿

意欲と能力のある個別経営体や組織経営体が、地域特性を活かし、他産業従事者と同等の所得をあげる効率的・安定的な経営を展開しています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
①認定農業者数	7,673 人	8,500 人
②集落型の農業経営体数※1	133 経営体	200 経営体
③地域けん引型林業経営体数※2	0 経営体	30 経営体
④中核的な養殖漁業経営体数※3	377 経営体 (H17 年)	600 経営体

※1：特定農業団体、特定農業法人等の集落単位の経営体

※2：森林所有者に代わり地域の森林経営を担う経営体

※3：年間販売額1千万円以上の養殖漁業経営体

【目標値の考え方】

- ①、② 認定農業者及び集落型の経営体が、農業生産の約6割を占めるような生産構造になることを目指すもの。
- ③ 地域けん引型経営体が、森林所有者に代わって私有林の約1割を経営する生産構造になることを目指すもの。
- ④ 中核的な養殖漁業経営体が、養殖漁業生産の約5割を占める生産構造になることを目指すもの。

現状

- 基幹的農業者数（平成15年）は、78,040人と平成5年と比べて15%減少しています。また、農業者の高齢化が著しく進行しています（65歳以上の割合 33%（平成5年）→55%（平成15年））。
- 林業従事者数（平成15年）は、2,318人と平成5年と比べ47%減少しています。また、林業従事者の高齢化が進行しています（60歳以上の割合 34%（平成5年）→47%（平成15年））。
- 漁業就業者数（平成15年）は、10,472人と平成5年と比べ31%減少しています。また、漁業就業者の高齢化が著しく進行しています（65歳以上の男子就業者割合 17%（平成5年）→32%（平成15年））。
- 平成19年に実施した県民意識調査において、「地域の農林水産業の担い手が確保され、農山漁村の活力があること」について重要と回答している人は63.1%ですが、不満（42.1%）が満足（9.4%）を大きく上回っています。

2 目指す姿を実現するための取組み

農林水産業を地域経済社会を支える基盤となる産業として確立するとともに、農山漁村の活性化を図るため、この4年間を「担い手育成集中支援期間」と位置付け、本県ならではの結いの精神や地域力を活かしながら、生産性の高いビジネスモデルの確立と普及、小規模・零細な経営体への支援、地域力を活用した経営体の育成体制の構築・強化に重点的に取り組み、効率的・安定的な経営体の育成を図ります。

主な取組み内容

○ 地域農業の核となる経営体の育成

(1) 集落ビジョン※の点検と見直し

「品目横断的経営安定対策」導入等の新たな情勢の変化を踏まえ、担い手農家を中心としながら、小規模・兼業農家も参加する「地域ぐるみ農業」の確立に向けて、全国に先駆け本県独自の取組みとして策定した「集落ビジョン」の点検と見直しを行い、その実践を支援します。

※集落ビジョン：集落が目指す農業の将来像や担い手を明らかにしたもの。本県独自の取組みとして、H15 から全県の約9割の集落で、話し合いに基づき策定。

(2) 経営体の育成体制の強化

- ・ 関係機関・団体が連携し、適切な役割分担のもとに設置するワンストップ相談窓口の運営を支援し、経営体の育成体制を強化します。
- ・ 経営体の法人化を促進するため、関係機関・団体OB等で組織するNPOや、税理士等の専門家と連携した育成体制を整備します。

(3) 経営規模の拡大支援

集落内の合意に基づいた担い手への面的な農地利用集積を促進するとともに、耕作放棄地の解消に向けた取組みを支援します。

また、担い手の育成に資するほ場整備等の生産基盤整備を推進するとともに、施設、機械等の整備を支援します。

(4) 経営の高度化支援

- ・ 先端技術研修会の開催や現地指導等により、高度な生産技術の普及を促進します。
- ・ 岩手大学と連携した「いわてアグリフロンティアスクール」の開設等により、本県農業をリードする経営者を育成します。
- ・ 集落営農組織ごとのカルテを作成し、園芸作物や加工の導入など、経営の多角化を支援します。

(5) 新規就農や異業種参入の促進

- ・ U・Iターン者や建設業・食品産業等を対象とした受入相談や濃密指導により、新規就農や異業種参入を促進します。
- ・ 他産業の経営資源を活用したLLP[※]等、新たな事業体の育成を促進します。

※LLP（有限責任事業組合）：出資者は有限責任であり、損益や権限の配分を自由に決めることができる。LLP自体には法人税が課税されない。生産者と食品加工業、流通業との連携による共同事業体設立等に活用することが可能。

(6) 地域のアグリビジネス経営体の育成

地域の中小規模農家や女性、高齢者が参画し、地域ならではの素材や埋もれている「匠の技」などの資源を活用して、新たな特産品生産や農産物加工等を行う「アグリビジネス経営体」を育成します。

○ 地域の森林経営を担う経営体の育成

(1) 地域けん引型経営体の育成

経営意識改革セミナーの開催や地域森林経営プランの作成・実践支援、さらには高性能林業機械等を活用した施業の低コスト化支援を通じ、地域けん引型経営体を育成します。

(2) 経営体へのサポート体制の強化

地域けん引型経営体による森林経営が安定的に継続されるよう、市町村、県森連、研究機関、金融機関等と連携し、素材生産のコスト分析等による経営診断や事業体連携等を行う際の経営相談など、官民一体となったサポート体制を強化します。

○ 地域の養殖漁業を担う経営体の育成

(1) 中核的な経営体の育成

養殖漁場の適正な管理や担い手の確保・育成を内容とした漁業協同組合の「地域営漁計画」の策定支援と零細経営体の協業化など、意欲ある経営体の育成を図ります。併せて収入の変動緩和を目的とした国の新しい経営安定対策の円滑な導入を促進し、中核的な養殖漁業経営体を育成します。

(2) 生産の効率化と高付加価値化の支援

ワカメの陸上刈り取りシステムなど、新たな養殖システム導入や加工業者との連携による付加価値向上への取組みなどを支援するとともに、漁業生産活動の効率化のための漁港整備等を推進します。

3 取組みにあたっての役割分担

意欲と能力のある経営体を確保・育成するためには、県、市町村、団体等が適切な役割分担のもとに連携を図りながら取り組むことが重要です。

このため、県は、経営体の経営能力の向上や市町村・団体等の取組みの支援、生産基盤の整備等を推進します。

	県	市町村	団体
農業	<p>(県段階)</p> <ul style="list-style-type: none"> 担い手対策の総合企画・調整 <p>(地域段階)</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村相談窓口運営への参画 高度な技術の普及指導 経営能力の向上支援 集落営農組織の活動支援 新規参入者等への相談活動等の実施 耕作放棄地対策の支援 <ul style="list-style-type: none"> ほ場等の生産基盤整備の推進と施設の適切な維持更新 	<ul style="list-style-type: none"> 担い手等への相談窓口の設置と経営改善指導 認定農業者等の認定 就農受け入れ体制の整備 耕作放棄地の解消計画策定と発生防止・解消対策の実施 農地の利用調整、あっせん活動(農業委員会) 水利施設等の管理 	<p>(県段階)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各団体の機能に応じた育成支援～ 担い手等への相談窓口の設置 認定農業者、集落営農組織等への農地の利用集積、経営・生産技術指導等 <p>(地域段階)</p> <ul style="list-style-type: none"> ワンストップ相談窓口運営への参画 経営能力の向上支援 集落営農組織への法人化等支援 生産部会等への営農指導 <ul style="list-style-type: none"> 水利施設等の管理(土地改良区)
林業	<ul style="list-style-type: none"> 地域けん引型経営体の育成(意識改革セミナー開催、支援組織による地域プラン作成等支援) 広域的な林内路網等の生産基盤整備の支援 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の森林所有者に対する普及啓発活動 地域の林内路網等の生産基盤整備及びその支援 	<p>(県段階)</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林施業の集約化に必要な知識と技術を有する人材育成 作業道や木材集積場の整備・管理等に関する指導 <p>(地域段階)</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業道や木材集積場の整備・管理
漁業	<ul style="list-style-type: none"> 「地域営漁計画」の策定・実行支援(協業体の育成、担い手への漁場集積等) 国の経営安定対策の導入に向けた「経営改善計画」の認定 生産者と加工業者の連携による付加価値向上への支援・指導 漁港等の生産基盤整備の推進(県管理)・支援(市町村管理) 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域営漁計画」の策定・実行支援 生産者と加工業者の連携による付加価値向上への支援 市町村管理漁港等の生産基盤整備の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域営漁計画」の策定・実行 経営モデルの策定、「経営改善計画」の作成指導 生産者と加工業者の連携による付加価値向上の取組み実施

生産性・市場性の高い農林水産物の産地形成

1 目指す姿

消費者や市場のニーズに的確に対応し、安全・安心で高品質な農林水産物が生産され、消費者等に安定的に提供できる、生産性・市場性の高い産地が形成されています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
①農業産出額	2,541 億円 ^①	2,600 億円
②林業産出額	188 億円 ^①	220 億円
③漁業生産額※	289 億円 ^①	340 億円
計	3,018 億円 ^①	3,160 億円

※ 漁業は、沿岸漁業（養殖業及び10トン未満漁船を使用する漁船漁業）の生産額

【目標値の考え方】

- ①単収向上などによる園芸の生産拡大と畜産の増頭により約60億円の増加を目指すもの。
- ②集成材、合板等の生産拡大に対応した素材供給増等により約30億円の増加を目指すもの。
- ③サケ・アワビの増殖効率向上やワカメなどの生産拡大により約50億円の増加を目指すもの。

現状

- 本県の農林水産物の産出（生産）額（平成17年）は、農業・林業・漁業とも減少傾向にあり、平成17年の産出額をピーク時（農業（昭和60年3,595億円）、林業（昭和55年419億円）、漁業（平成5年517億円））と比較すると、農業▲29%、林業▲55%、漁業▲44%と大きく減少している。
- 食品をめぐる様々な事件の発生を契機に、消費者の食の安全・安心への関心が高まっている。（食に対する消費者（主婦）の志向の中で、「健康安全志向」の割合が51.5%と最も高い。（農林漁業金融公庫調査（平成17年））

2 目指す姿を実現するための取組み

安全・安心で高品質な農林水産物を安定的に提供していくため、本県の変化に富んだ自然環境を活かしながら、岩手らしい安全・安心なサプライチェーンの確立、環境負荷低減等に向けた高度な生産技術の開発・普及、新品目の導入、地域力を活用した産地づくり推進体制の構築などに重点的に取り組み、生産性・市場性の高い産地の形成を促進します。

主な取組み内容

- 岩手らしい安全・安心なサプライチェーンの確立
 - (1) 安全・安心の充実
 - ・ 農産物の生産から食卓までの的確な工程管理を行うため、①「県版農業生産工程管理（GAP）手法」の作成と導入、②流通・加工・販売段階との連携強化、③トレーサビリティシステムの構築を進めるとともに、エコファーマーや特別栽培農産物等の拡大に向けた取組みを支援します。
 - ・ 工務店等のニーズや建築基準法等に的確に対応し、木材の産地や品質・性能が保証された製材品を履歴管理するため、県産材の産地証明とJAS等との連携を強化するとともに、制度の普及・定着を図ります。
 - ・ 生産から加工・流通まで安全・安心な水産物の供給体制を構築するため、産地市場の衛生管理基準への適合化の促進、物流業者との連携の強化、安全なカキ等貝類の出荷体制の整備、漁場環境保全活動の促進等に取り組めます。

(2) 危機管理体制の充実と食や農林水産業への理解増進

鳥インフルエンザの発生に備えた危機管理体制の充実を図るとともに、教育ファームなど農林漁業体験活動や食育活動を促進し、食や農林水産業への理解の増進に努めます。

○ 競争力のある農畜産物産地の形成

(1) 高度生産技術の開発・普及

- ・ 環境負荷低減に向けた栽培技術や、低コスト化、収益性向上を図るための技術等の開発と普及に取り組みます。
(直播栽培(米)、小畦立て栽培(小麦・大豆)、機械化栽培(雑穀)、養液栽培(野菜)等)
- ・ 良食味で農薬使用を大幅に削減できる米の新品種を開発を進めるとともに、りんどうについては、新盆向けの新品種を開発し、産地への種苗供給を開始します。
また、優良品種の迅速な開発を促進するため、東北各県や民間育種家等との協働による品種開発体制を構築します。
- ・ 豊富な草資源や公共牧場等本県の優位性を活かし、先進的技術の導入等により、肉用牛の増頭や酪農の規模拡大を進めます。
(受精卵移植(肉用牛)、自給粗飼料多給肥育(短角牛)、搾乳ロボット等(酪農))

(2) 新品目・新作型等の導入促進

- ・ 施設野菜、冬春野菜の導入等により、生産性の高いビジネスモデルを確立します。
- ・ 本県の特色である黄色系りんごの計画的な改植によるリレー出荷体制の構築を促進するとともに、女性や高齢者等の参入を促進するため、小ぎく等ホームユース用花きの生産拡大等を図り、特長ある産地づくりを進めます。

(3) 効率的な産地づくり推進体制の構築

- ・ ベテラン農家による技術支援システムの普及やNPO法人等、民間との協働により、中小規模の農家を支援し、園芸産地のすそ野の拡大を図ります。
- ・ 市町村、JA、普及センター等、地域の関係者が連携を強化し、産地づくりを効率的に推進するためのプラットフォーム(総合支援体制)を整備します。

○ 需要に対応した林産物産地の形成

(1) 効率的な生産・供給体制の整備

- ・ 高性能林業機械等の導入支援や林道整備等により、間伐等に対応した低コスト素材生産を促進します。
- ・ 地域の関係機関・団体等で組織する協議会等を通じて、高次加工施設など、大口木材需要者への安定供給体制の整備を支援します。
- ・ 地域けん引型経営体等を中心に、地域の林業関連産業(素材生産、輸送、製材、加工等)の事業間連携を強化するとともに、木材加工施設等の整備を支援し、地域森林ビジネスコンソーシアム(林業関連事業体連携組織)の構築を促進します。
- ・ 地域林業の振興を支える森林資源の持続的循環利用を図るため、間伐や再造林などの森林整備を促進します。

(2) 市場ニーズに対応した生産技術の開発・普及

- ・ 産学官の連携を強化し、アカマツ集成材等の効率的な生産技術の確立等により、市場ニーズにマッチした商品開発を促進します。
- ・ しいたけや木炭等特用林産物では、市場ニーズの変化に弾力的に対応できる多様な生産技術の普及などにより生産体制を強化します。

○ 市場性の高い水産物産地の形成

(1) 生産技術の開発・普及と生産体制の整備

- ・ サケやアワビの増殖効率の向上、ワカメ養殖業の機械化等による生産システムの

改善、輸出需要が拡大しているナマコ増養殖技術の開発等を推進し、生産拡大を図るとともに、アワビ等の増殖場整備の推進や密漁対策の充実強化に努めます。

- ・ 市町村や漁協との連携を強化するとともに、地域の民間ノウハウを積極的に導入し、零細経営体の協業化等を総合的に支援する体制を整備します。
- ・ 釜石湾口防波堤の完成に伴い新たに湾内に創出された静穏域の水産業における活用方策について、地域の産学官が連携して検討を進めます。

(2) 加工業者との連携による付加価値の向上

ワカメの契約栽培等を促進するとともに、地域に豊富にある未利用資源や水産物の有効成分を活用した新商品開発などを促進し、付加価値の高い水産物の産地形成を進めます。

3 取組みにあたっての役割分担

グローバル化にも対応できる農林水産物の産地を形成するためには、生産者、団体、市町村が連携を強化しながら、生産性の向上を図るとともに、消費者や市場ニーズに対応した生産拡大に取り組むことが重要です。

このため、産地づくりは生産者で組織する団体が主体的に取り組むことを基本としますが、県は、市町村や団体等と連携し、産地づくり戦略の策定、高度技術等の開発・普及、産地間のコーディネート、生産基盤整備等を推進します。

	県	市町村	団体等
安全・安心	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境と共生する産地づくりの基本計画の策定と啓発 ・ 農業生産工程管理（GAP）手法の普及・定着 ・ トレーサビリティの取組み拡大への支援 ・ 県産材の産地証明制度等の普及・定着の促進 ・ 産地魚市場への衛生管理基準に基づく指導 ・ 漁業環境保全士の認定、漁場環境保全活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 環境と共生する産地づくり県民運動の推進 ・ 住民への環境保全の理解醸成と意識啓発 ・ トレーサビリティの普及・啓発推進 ・ 県産材の産地証明制度等の普及・定着の促進 ・ 産地魚市場への衛生管理基準に基づく指導、施設整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民運動への参画と産地づくりの実践 ・ 農業生産工程管理（GAP）手法の普及と実践 ・ トレーサビリティシステムの適切な運用 ・ 県産材の産地証明制度等の実践 ・ 産地魚市場の衛生管理基準に基づく施設整備 ・ 漁場環境保全活動の推進
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全県の戦略策定 ・ 補助事業等による支援 ・ 高度技術や新品種等の開発・普及 ・ 生産基盤整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の施策立案、補助事業等による支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地での生産拡大への取組み ・ 生産施設等の管理
農業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地づくり推進体制の構築支援、参画 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県・市町村、JAが一体となった産地づくり推進体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 産地づくり推進体制への参画 ・ 生産者の基本技術習得の支援
林業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐や再造林等の森林整備の支援、指導 ・ 木材の安定供給体制の構築支援 ・ LVL（単板積層材）や集成材等の生産技術開発等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における間伐や再造林等の森林整備の支援 ・ 木材安定供給体制の構築支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐や再造林等の森林整備の実施 ・ 木材安定供給体制の構築 ・ 木材安定供給取引協定等の締結促進 ・ LVLや集成材等の生産技術等の開発・商品化
水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者と加工業者の連携による付加価値向上への支援・指導 ・ 密漁取締の実施、取締体制の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生産者と加工業者の連携による付加価値向上への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 増養殖事業の効率化へ向けた改善 ・ 加工業者との連携による付加価値向上の取組み実施 ・ 密漁監視の実施等県との連携

消費者・実需者ニーズに対応した販路の拡大

1 目指す姿

消費者・実需者ニーズを優先するマーケットインの意識が定着するとともに、本県農林水産物がブランドとして確立され、販路が拡大しています。

指標	現状 (H17)	目標値 (H22)
① 園芸作物(野菜・果実)の契約取引率※	24% (H17)	30%
② 特用林産物(乾しいたけ)の契約取引率	8% (H17)	30%
③ 水産物(ワカメ)の契約取引率	0% (H17)	5%

※ 契約取引：卸売市場での予約相対取引や加工業者との契約栽培など、量販店等の実需者からの要請に応じて、お互いの取引条件を定めて行う売買方法。生産者は、予め販売額を見通すことができることから、経営の安定につながる。

【目標値の考え方】

- ① ② 産地ブランドを確立するため、安定的な販路が確保されている割合を3割以上とすることを目指すもの。
- ③ 出荷価格の安定を図るため、新たな加工業者等との契約栽培の割合を5%とすることを目指すもの。

現 状

- 平成17年度の野菜の契約取引率は26%（平成15年 20%）、乾しいたけの契約取引率は8%となっており、農林水産物全般に契約取引が増加傾向で推移している。
- 近年、業務・加工用に仕向けられる野菜の割合が高まっており、特に、にんじん、トマト、ねぎでは6割を超えている。（農林水産省 農林水産政策研究所調査（平成19年1月））

2 目指す姿を実現するための取組み

本県の農林水産物の優位性をアピールし、消費者や実需者から高い評価を獲得するため、民間ノウハウを活用したマーケティングの展開、農林漁業関係団体と連携したブランドの確立、関連産業との連携による高付加価値化等に取り組み、農林水産物の販路の拡大を図ります。

主な取組み内容

○ 民間ノウハウの積極的な活用

県内の豊富な食材を集めた「食財データベース」の構築、食品企業と連携した県産食材のPRなどにより、顧客に応じた農林水産物の情報発信を強化するとともに、首都圏の量販店OB等で構成する「食のプロフェッショナルチーム」の活動を通じたマーケットリサーチの強化や販路拡大支援など、民間ノウハウを積極的に活用したマーケティングを展開します。

○ 農林水産物のブランド化の促進

安全・安心な本県農林水産物の優位性の積極的なPR等により、産地イメージを確立するとともに、本県ならではの地域資源を活用し、市場ニーズに対応した商品開発を促進します。

さらに、関係団体の連携強化による農林水産物のまるごと販売活動の展開、卸売業者等と連携した小売店への販売提案の実施、積極的なトップセールスの展開等、販売促進活動の強化により岩手ブランドを確立します。

- 食産業など関連産業との連携による農林水産物の高付加価値化
農林水産物の加工に取り組む生産者の起業化を支援するとともに、食産業や木材加工産業などへの原料の安定供給体制の確立や商品開発など、関連産業との連携を強化し、農林水産物の高付加価値化を促進します。
- 地産地消運動の新たな展開による県産食材利用の促進
地域における関係機関・団体の協働の取組みや民間の主体的な活動を促進し、県産食材の利用拡大を図るとともに、県内の宿泊施設等と産直組織との食材供給ネットワークの形成を支援します。

3 取組みにあたっての役割分担

県産農林水産物のブランド化を図るためには、消費者や市場を重視して生産した農林水産物の情報発信やマーケティングを、生産者・生産者団体が主体的に展開し、販路を拡大することが重要です。

このため、県は、市町村や団体等と連携し、民間ノウハウを活用した商談機会の拡充や、関連産業との連携の強化等により、生産者等の取組みを支援するとともに、川上と川下のネットワーク化による安定的な木材の供給体制の整備を支援します。

県	市町村	団体・生産者等
<ul style="list-style-type: none"> ・食材相談窓口、食のプロフェッショナルチームによるマッチング支援 ・商談会の開催、参加誘導 ・地域食材の安定供給のためのネットワークモデルの育成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・産地イメージアップのための支援 ・商談会等への参加支援 ・地域食材の安定供給のための地域内ネットワーク形成支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・マーケットインを重視した生産の拡大 ・産地情報の充実、発信 ・契約取引の取組み強化 ・加工業者と連携した商品開発 ・地域食材の計画的な生産出荷による安定供給

Ⅲ 「共に生きる岩手」の実現

Ⅲ 「共に生きる岩手」の実現

指標名に続く数値は、
現状値(H18)⇒目標値(H22)

11 医師確保をはじめとした地域医療の確保

【指標：医師数(人口10万人あたり) ⑩179.1⇒191.2人】

- ①医師確保対策の推進
- ②質の高い医療提供体制の整備
- ③救急医療体制の整備

12 子育て環境の整備

【指標：合計特殊出生率 1.39⇒1.39】

- ①子育てと仕事の両立にむけた雇用環境の整備
- ②男性の積極的な育児参加の促進
- ③保育サービスの充実
- ④地域力を活かした子育て支援

13 高齢者や障害者が地域で生活できる環境の構築

【指標：居宅介護サービス利用割合 49.2⇒52.0%】

【指標：施設から地域生活に移行する障害者数 205⇒23,106人】

- ①地域生活を支える相談支援体制の整備
- ②地域包括ケアシステムの構築
- ③高齢者や障害者の地域生活移行と就労の支援
- ④地域密着型の在宅サービス拠点の整備
- ⑤NPO法人やボランティア団体等による生活支援の仕組みづくり

14 健康づくりの推進

【指標：65歳未満で死亡する男性の数(人口10万人あたり) ⑪234.6⇒227.8人】

【指標：65歳未満で死亡する女性の数(人口10万人あたり) ⑪102.5⇒98.6人】

- ①メタボリック症候群の予防のための市町村等への支援
- ②食育の推進
- ③こころの健康づくりの推進

医師確保をはじめとした地域医療の確保

1 目指す姿

地域に必要な医師が確保され、一般的な医療を担うかかりつけ医、専門的な医療を担う地域の拠点病院等による医療連携体制の構築や医療情報の県民への提供とその活用が進み、県民が必要な医療を適切に受けることができる体制づくりが進んでいます。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
医師数 (人口 10 万人あたり)	179.1 人 [®]	191.2 人

【目標値の考え方】

本県の医師数については、増加傾向にあるものの、人口 10 万人当たりの数値で比較すると全国水準との格差が拡大しつつあることから、現在の格差 (全国水準との差：平成 16 年度 10 万人当たり 32.6 人) が拡大しないよう、全国と同等の伸びを確保することを目指すもの。

現状

- 本県の人口 10 万人当たりの医師数は、全国と比較して低い水準 (第 39 位) にあるほか、県北・沿岸地域の医師不足など医師の地域偏在の問題や産科や小児科などの特定診療科の医師不足が深刻となっています。
- 平成 19 年に実施した県民意識調査において、「患者の立場に立った質の良い医療が受けられること。」に対する重要度は 59 項目中 1 番目と高い一方で、その満足度は 43 番目と低い状況にあります。

2 目指す姿を実現するための取組み

地域の医療の基本となる医師の養成・確保を図るため、「岩手県医師確保対策アクションプラン」に基づく医師のライフステージに応じた医師確保対策として、市町村医師養成事業など計画的な医師養成を実施するとともに、岩手医大、県立病院を中心とした「いわてイーハトーヴ臨床研修病院群」による臨床研修医のキャリア形成支援を充実するほか、即戦力となる医師の招聘についても取り組みます。

これらの取組み等により、医師の絶対数の確保を図りながら、医師不足地域の拠点病院や小規模な医療機関等への医師の計画的な配置・派遣調整を進めます。

併せて、医療機関の機能分担と連携、患者の立場に立った医療サービスの向上など質の高い医療の提供に取り組むほか、より迅速かつ適切な救急医療体制を確保します。

主な取組内容

○ 医師確保対策の推進

ア 岩手県医師確保対策アクションプランの推進

アクション 1 (育てる)：市町村医師養成事業、医学部進学セミナーの開催

アクション 2 (知ってもらう)：医学生対象の病院見学会・研修会の開催、臨床研修病院合同説明会の開催

アクション 3 (残ってもらう)：臨床研修指導医講習会の開催、認定医・専門医等の養成を含む後期研修受入態勢の拡充

アクション 4 (住んでもらう)：女性医師に対する育児支援や職場復帰研修による働きやすい環境の整備

アクション 5 (働きかける)：産科・小児科等特定診療科の診療報酬の見直しや医師の無過失補償制度の創設等を国に対して要望

など、医師の養成・確保、県内定着に向けて取り組みます。

イ 即戦力となる医師の招聘

本県出身で首都圏等に勤務する医師や本県の地域医療に関心の高い医師などに対する訪問活動を積極的に展開し、即戦力となる医師の招聘に積極的に取り組みます。

ウ 岩手医科大学定員増員への対応

平成20年度からの岩手医科大学の定員10名増に対応し、奨学金制度の拡充等により地域医療を担う人材育成に取り組みます。

○ 質の高い医療提供体制の整備

各医療機関等相互の連携の下で、地域における保健・医療・福祉サービスの提供を切れ目なく受けられる体制を確保するため、がん診療連携拠点病院の整備や地域連携クリティカルパスの導入に努めるほか、各医療機関等の有する医療機能情報について県のホームページ等を通じて情報提供し、患者による医療機関の適切な選択を支援するなど、医療サービスの提供側・患者側の双方から分かりやすい医療提供体制の確保に努めます。

○ 救急医療体制の整備

小児救急医療対策の充実や、高度救命救急センターへの医療機器等の設備整備を支援していくほか、ヘリコプターによる患者輸送（ドクターヘリ）の導入を検討します。

3 取組みにあたっての役割分担

医療人材の育成には、中長期的な取組みが必要であり、県は、市町村と協力して、医学部進学、医学生への修学を支援するとともに、岩手医科大学、臨床研修指定病院等と連携し医療人材の育成に取り組みます。

また、限られた医療資源のもと、地域に必要な医療を確保するためには、医療機関の役割分担と連携を進めていくことや県民が医療機関を適切に選択できることが必要です。このため、県は、市町村、かかりつけ医等の地域医療機関、地域の拠点病院等と連携、協力し、一般的な医療から専門的な医療まで切れ目なく受けられる体制の確保に取り組むとともに、各医療機関の有する医療情報の提供及び医療相談体制の充実など質の高い医療提供体制の構築に努めます。

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・医師をはじめとした医療人材の養成・確保 ・医療機能の分化と連携体制の確立(切れ目のない地域医療体制の確保) ・県民への医療情報の適切な提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・県と協力した医師をはじめとした医療人材の養成・確保 ・身近な医療及び医療保険者としての医療提供体制確保
岩手医大、臨床研修指定病院、かかりつけ医等	県民
<ul style="list-style-type: none"> ・医師をはじめとした医療人材の育成 ・良質な医療サービスの提供 ・地域医療提供体制構築への参加・協力 ・専門医療、高度医療の提供等 	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医を持つこと ・医療情報の適切な活用 ・医療機関への適切な受診

子育て環境の整備

1 目指す姿

男女が希望する数の子どもをもち、子育てに喜びを感じながら安心して子どもを生み育て、次代を担う子どもたちが健やかに育っています。

指標	現状 (H18)	目標値(H22)
合計特殊出生率	1.39	1.39

【目標値の考え方】

本県の合計特殊出生率(その年次の15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計)については、全国平均を上回ってはいるものの一貫して低下の傾向にあることから、合計特殊出生率の下げ止まりを目指すもの。

現状

- 合計特殊出生率は平成18年において1.39(全国平均1.32)で47都道府県中19番目となっています。また、昭和25年の県統計開始時4.48から多少の増減はあるものの一貫して低下の傾向にあります。
- 平成19年に実施した県民意識調査において、「子どもを生み育てられる環境」に対するニーズは、59項目中4番目に高くなっています。
- 県が平成17年に実施した「少子化対策に関するニーズ調査」の結果、子育ての不安や悩みについては「子育てにお金がかかる」が43.3%と最も高く、次いで「子どもとの接し方やしつけに不安がある」は38.7%、また、「子育てと仕事の両立がむずかしい」と考える人は23.3%と高くなっています。

2 目指す姿を実現するための取組み

従前から取組みを進めている「保育サービスの充実」や「育児支援」をはじめとした取組みを継続しつつ、仕事と子育てが両立できる雇用環境の構築に向け、産業団体と連携しながら企業に働きかけるとともに、男性の積極的な育児参加を推進します。

また、地域の育児力の向上を図り、地域で子育て世帯が安心して子育てできるようにサポートしていく仕組みの構築を進めます。

主な取組内容

- **子育てと仕事の両立にむけた雇用環境の整備**
弾力的な勤務時間制度の導入や育児休業の取得促進など、子育てと仕事を両立できる環境の実現に向け、産業団体と連携しながら、個々の企業に対して次世代育成支援対策推進法による一般事業主行動計画の策定などを強力に働きかけていきます。
- **男性の積極的な育児参加の促進**
男性の育児参加意識の醸成や育児参加のきっかけづくりなど、家庭における男性の育児参加を促進し、男女が共に育児に取り組む環境づくりを促進します。
- **保育サービスの充実**
保育所定員の拡大や認定こども園の普及、多様な就労形態に対応した休日保育、一時保育などを行う保育所の拡充や家庭的保育の普及など就学前の児童に対する保育サービスの拡充の支援のほか、小学校低学年を主たる対象とする放課後児童クラブ(学童クラブ)の設置を促進します。

○ 地域力を活かした子育て支援

地域コミュニティの共助・協働の精神を活かし、地域住民による「子育て支援隊（仮称）」を組織化するなど、地域における子育てネットワークを構築し、子どもをもつ家庭が、地域の中で安心して子育てできる環境づくりを推進します。また、地域の協賛企業による子育て世帯への料金割引や特典等の優待制度を創設します。

3 取組みにあたっての役割分担

「仕事と子育てが両立できる環境」を整備するためには、企業をはじめとした雇用する側の積極的な取組みが必要であり、国や産業団体等と連携しながら企業側の課題などを把握し、企業の実際の行動に結びつけていきます。

また、保育サービスをはじめとする地域での子育て支援サービスの提供は、市町村を中心とした地域の取組みになりますので、これらに対する支援を行っていきます。

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・社会全体で支える少子化対策の推進・調整 ・子育て支援サービス提供体制のモデル実施、普及など地域における体制構築 ・子育て支援に取り組む企業の認証制度構築など社会全体で子育てを支える安心の環境づくり ・高度で専門的な相談等に対する市町村支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・保育サービスの提供 ・放課後児童対策の実施 ・地域子育て支援センター等地域の子育て拠点を中心とした子育て相談の実施 ・住民参加と協働による地域の育児力のアップ
企業	N.P.O・県民
<ul style="list-style-type: none"> ・仕事と子育てが両立できる雇用環境の整備 ・地域で行う子育て支援サービスへの協力、協賛 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民相互の身近な支えあい（子育て家庭の見守り活動等） ・地域力を活かした子育て支援

高齢者や障害者が地域で生活できる環境の構築

1 目指す姿

積極的な健康づくりや疾病・障害の発生予防、障害の軽減のための施策などが適切に行われ、高齢者や障害者が尊厳を持って、自らの力を活かしながら家庭や地域の中でその人らしい安心のある生活を送ることができ、地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる環境が構築されています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
①居宅介護サービス利用割合	49.2%	52.0%
②施設から地域生活に移行する障害者数	205人	1,069人 ^(H23)

【目標値の考え方】

- ① 本県の居宅介護サービス利用割合は、平成17年度実績と比較すると全国40位と低調であり、施設への依存度が高い。地域で安心して生活できる環境を整えることにより、居宅介護サービス利用割合を全国水準である52.0%まで高めることを目指すもの。
- ② 平成18年度に県が行った調査で、障害者施設から退所して地域での生活を希望した方及び精神科病院に長期入院している方のうち受入条件が整えば退院可能な方全員(1,069人)の地域生活移行を目指すもの。

現状

- 本県の高齢者人口は、平成17年の33万9千人から、平成22年には35万7千人、平成37年には40万5千人に増加すると予測され、介護予防や地域での包括ケアシステムづくりが急務となっています。
- 国の医療制度改革に伴う療養病床の再編成により、平成23年までに療養病床から老人保健施設等に転換が行われる予定です(国が示した参酌標準案を本県にあてはめると、約1,600床の病床が転換となる見込み)。
- 施設に入所している障害者2,992人のうち、802人(H18.7)が地域生活を希望しています。
- 精神科病院入院患者4,399人のうち、退院可能な方は267人(H18.7)となっています。

2 目指す姿を実現するための取組み

多様な社会資源を活用しながら、地域力を活かして、相談から保健・医療・福祉サービスの利用をはじめ、住まいや就労の場の確保など、一人ひとりの状態に応じた地域生活を支援する仕組みづくりや、「いつでも」、「だれでも」、「どこでも」利用できるユニバーサルなサービス提供体制の整備を促進します。

主な取組内容

- 地域生活を支える相談支援体制の整備
 高齢者や障害者一人ひとりの心身の状況や生活に応じたきめ細かな相談援助が行われるよう、市町村や地域包括支援センターなどの総合的な相談支援体制の整備を進めるほか、利用者の視点を重視したサービス向上の取組み強化、成年後見などの権利擁護や利用者関係団体等による本人や家族の代弁機能の充実を図ります。
- 地域包括ケアシステムの構築

高齢者や障害者が在宅での生活を継続できるよう、身近な地域において、相談から予防、介護サービス等の多様な支援を継続的、包括的に利用できる体制を充実するとともに、医療との連携が必要な要介護者に対応するため、地域包括支援センターが中核となる地域包括ケアシステムの構築を推進します。

○ **高齢者や障害者の地域生活移行と就労の支援**

施設や病院から地域生活に移行を希望する障害者（1,069人）や高齢者が住み慣れた地域で生活が継続できるよう支援するため、住宅のバリアフリー化や介護保険・障害福祉等のサービスを利用しながら安心して生活できる「住まい」（グループホーム、ケアホーム、有料老人ホーム、モデル介護支援ハウス等）の普及に努めます。

また、福祉、教育、労働の関係機関などが連携して障害者の就労を支援し、自立した暮らしを確保するための体制を整備します。

○ **地域密着型の在宅サービス拠点の整備**

高齢者や障害者の状態や生活に応じて、「通い」を中心に随時の「訪問」や「泊り」などの多様で柔軟なサービスを、「いつでも」、「だれでも」、「どこでも」利用できるよう、様々な社会資源の活用や地域の創意工夫により、身近に利用できる小規模多機能サービス拠点の整備を進めるほか、重度障害者等の地域生活を支援するサービス拠点や日中の居場所・活動の場づくりなど、在宅サービス拠点の整備を促進します。

○ **NPO法人やボランティア団体等による生活支援の仕組みづくり**

介護保険や障害福祉サービスなどの公的制度利用に加えて、制度化されていない雪かきやゴミ出し等の日常生活に必要な生活支援の仕組みづくりを進めるため、NPO法人やボランティア団体など、地域の福祉力を活かした住民参加による地域協働の取組みを支援します。

3 取組みにあたっての役割分担

高齢者や障害者の心身の状況や生活環境などによって異なる一人ひとりの自立した生活を適切に支援するためには、住民に身近な市町村が中心となり、地域の福祉事業者、福祉活動 NPO 団体などの民間と協力し、福祉、医療等の社会資源を活かして、地域力を最大限に発揮しながら住民参加による地域協働の取組みを進めることが重要となります。

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> サービスの質の確保や利用者保護などの仕組みづくり 生活支援サービス提供の先導的なモデル提示及び普及促進 施設整備の全県的な調整と広域利用施設等の整備促進 	<ul style="list-style-type: none"> 相談から支援まで、できるだけ地域で完結できるサービス提供体制の構築 住民参加と協働による地域力を活用したサービス提供体制の整備
事業者	県民
<ul style="list-style-type: none"> 契約利用の当事者としての良質なサービスの提供 利用者の意向を尊重した地域生活支援 	<ul style="list-style-type: none"> 住民相互の身近な支え合い（見守り活動、話し相手、認知症サポーター等） 地域力を活かした生活支援への参加、協力

健康づくりの推進

1 目指す姿

県民ひとり一人が、自らの心身の健康づくりに主体的に取り組み、生活習慣病の罹患等により早世することなく、充実した仕事や生活を送ることのできる社会の実現を図ります。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
①65歳未満で死亡する男性の数(人口10万人あたり)	234.6人 ^①	227.8人
②65歳未満で死亡する女性の数(人口10万人あたり)	102.5人 ^①	98.6人

【目標値の考え方】

- ① 本県の65歳未満の男性の死亡数は減少傾向にあるものの、人口10万人あたりの数値で比較すると全国水準との格差が拡大しつつある。現時点で予測される10年後(平成28年)における全国との格差を半分にすることを目標に、平成22年度に227.8人まで低下させることを目指すもの。
- ② 本県の65歳未満の女性の死亡数は男性と同様に減少傾向にあり、人口10万人あたりの数値で比較すると全国と同じ水準で減少してきている。今後も全国値との格差が生じないように全国水準と同程度の減少を維持することとして、平成22年度に98.6人まで低下させることを目指すもの。

現状

- 平成16年における全国の人口10万人あたりの65歳未満死亡者数は、男性201.7人、女性96.2人となっており、男性で36.2、女性で0.7、本県の方が高くなっています。
- 平成17年の脳血管疾患の年齢調整死亡率をみると、全47都道府県中、男性は2番目、女性は3番目に高い状況にあります。特に、県北・沿岸地域において顕著に高くなっています。
- 平成16年の県民生活習慣実態調査の結果をみると、肥満者の割合が全国に比較して高い傾向にあります。(小中高校生、50歳代以降の男性、全年代の女性)
- 平成16年度の食育の実施率をみると、県内99.3%の小学校、87.8%の中学校で、地元食材の利用や地域の方々の協力を得た食育活動が行われています。
- 平成18年の人口10万人あたりの自殺死亡率(平成18年人口動態統計月報年計[概数])は、秋田県に次いで、全国2位と高位にあります。
- 平成19年に実施した県民意識調査において、「病気の予防や健康づくりの相談」の項目については、8割近い県民が重要と考えています。

2 目指す姿を実現するための取組み

本県は、脳血管疾患や心疾患などの生活習慣病による死亡率が全国と比較して高くなっていますが、県民の早世を防ぐためには、これらの疾病が発症しないよう、食生活、運動、喫煙、飲酒などに対する個人の意識や行動様式が変わることが重要です。

このため、県民が自発的に健康づくりに取り組む環境の整備や、たばこの害のない地域社会づくり、年少期からの食育の展開による健康づくりに向けた取組みを支援します。

一方、働き盛り世代に対しては、メタボリック症候群対策に重点をおいた個別支援体制の確立に取り組めます。

また、全国で高位にある自殺死亡率については、その背景に、様々な要因があることから、行政はもとより民間の関係機関・団体が広く連携し、より身近なところでの普及啓発活動や自殺予防のための相談窓口の整備などの取組みを進めます。

主な取組内容

- **メタボリック症候群の予防のための市町村等への支援**
 メタボリック症候群該当者及び予備群にあたる県民の生活習慣や行動の改善を指導する市町村や医療保険者に対して、支援を行います。
 - ・ 健康状態や生活習慣に関するデータなど科学的根拠に基づいた助言や情報提供
 - ・ 専門的な保健指導を行う保健師、管理栄養士などの専門職の育成
- **食育の推進**
 幼児や小学生の時期からの望ましい食習慣の定着を目指し、家庭、地域、学校が連携を密にしながら、それぞれの役割を生かした効果的な食育を推進します。
 - ・ 誰もが理解し、参加しやすい食育
 - ・ 子どもの発育段階に応じた食育
 - ・ 家庭、学校、地域の連携に支えられた食育
 - ・ 食の安全・安心に支えられた食育
 - ・ 食料生産県としての特性を生かした食育
- **こころの健康づくりの推進**
 早めに気づき、早めに相談することによって、自殺者の減少を目指します。
 - ・ 児童・生徒、事業所従業員、地域住民を対象にした「うつ」や自殺など心の問題に関する正しい知識の普及・啓発
 - ・ 学校、職場、家庭、地域におけるうつスクリーニング等実施の支援

3 取組みにあたっての役割分担

(1) 生活習慣病の予防

生活習慣病対策は、何よりも県民ひとり一人が自らの生活習慣の改善に向けた取組みを実践していくことが大切です。このため、市町村が、県民に対し行う健康教育や健康づくりの普及啓発を担うほか、保健指導の実施主体である医療保険者が中心となって県民に対する個別的な支援を行います。

一方、県民は様々な地域、事業所、学校などで活動していますので、職場や教育現場、産業界やNPOなどの関係機関からも、健康づくりの支援を得ることが重要です。

県は、国が示す方向性や指針に基づきながら、地域の健康課題の分析、総合的な健康増進計画の策定、幅広い関係機関による活動の促進や成果の検証等に努め、それぞれの関係機関の取組みが、相互に連携し効果的な取組みとなるよう調整・支援を図ります。

県	市町村・保険者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療保険者、市町村への支援 ・ 地域保健・職域保健の連携推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康教育・普及啓発（市町村⇒県民一般） ・ 個別支援・保健指導（医療保険者⇒被保険者）
関係団体・学校・NPO・企業	県民
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県民の自主的健康づくりの支援 ・ 児童・生徒の保健対策 ・ 労働安全衛生の観点からの健康づくり支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの生活習慣改善による心身の健康づくり

(2) 食育の推進

生活習慣病の予防や要介護状態になることの予防などの生涯を通じた健康づくりや、家庭等における健全な食生活習慣の確立等の観点から、健康づくりのための食育の推進を図る必要があります。

食育は各地域においてこれまでも多くの関係者により多様な取組みが行われていますが、まだ各主体単独の取組みが多く、連携のとれた取組みは少ない状況にあります。

これら地域の取組みを効果的に進め、さらに県民運動として食育を推進するためには、地域における食育推進ネットワークを形成し、多様な主体の連携・協力による取組みを

一層推進し、定着させる必要があり、このため、県の積極的な支援が重要になります。

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・食育推進のための総合的な支援、普及啓発 ・市町村計画策定の市町村への支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村食育推進計画の策定 ・地域に密着した食育推進
関係団体・学校・NPO・企業	県民
<ul style="list-style-type: none"> ・県民の食育の推進の支援 ・給食、総合的な学習時間を通じての食に関する学習指導 ・安全な食材・食品の提供 ・食と健康の学習支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・県民自らが食べることの大切さを理解し、安全・安心な食べ物を選択する力や望ましい食習慣を身につけること

(3) こころの健康づくり

自殺予防の実施にあたっては、自殺と深く関連していると言われていたうつ病など、こころの健康の保持増進活動の普及、早期発見、早期治療、自殺者の遺族のケアという保健医療分野の対策に加え、経済・生活問題に関する相談対応など多様な取り組みが必要となります。

そのため、行政はもとより民間の関係機関・団体が連携・協力し、広範な自殺対策を推進します。中でも、市町村については、心の健康問題に関し地域の実情に沿った普及啓発活動を行うとともに、相談窓口の整備、住民組織の育成・支援等の各種対策を展開することが求められていることから、積極的な促進を図ります。

県は、市町村や関係機関の取り組みを支援するとともに、県全体として効果的な取り組みが推進されるよう総合調整等を図ります。

県	学校・職場
<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策の取り組みの総合的な推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康問題に関する普及・啓発活動 ・心の健康問題に関する相談
市町村	地域・医療機関・研究機関
<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康問題に関する普及・啓発活動 ・心の健康問題に関する相談 ・心の健康づくりに係る住民組織の育成・支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・心の健康問題に関する普及・啓発活動 ・心の健康問題に関する相談・治療 ・自殺者の遺族・自殺未遂者のケア ・うつ病者のフォロー

IV 総合的な防災対策と危機管理の徹底

IV 総合的な防災対策と危機管理の徹底

指標名に続く数値は、
現状値(H18)⇒目標値(H22)

15 防災対策の強化

【指標: 自主防災組織の組織率60⇒75%、(自主防災組織の総数における地域コミュニティ防災組織比率 53.9⇒85%)】

- ① 県民が自らの身を自らが守る意識の醸成
- ② 地域の安全を地域が守る体制の整備
- ③ 実効的な防災体制の整備
- ④ 災害に強い県土づくりの推進

16 治安対策の推進による安全・安心なまちづくり

【指標: 犯罪発生件数(人口10万人あたり) 734⇒600件以下】

【犯罪の被害に遭わないための行動をしている人の割合 ①51.9⇒65%】

【指標: 年間交通事故死者数 ①106⇒83人以下】

- ① 県民の防犯意識高揚
- ② 地域における防犯力の強化
- ③ 犯罪が起こりにくい環境整備の促進
- ④ 消費者被害対策の推進
- ⑤ 青少年の健全育成対策の推進
- ⑥ 交通事故抑止対策の推進
- ⑦ 治安基盤の強化

防災対策の強化

1 目指す姿

災害等の発生に対し県民の被害が軽減されるよう、地域において、「自助」「共助」「公助」のそれぞれの分野におけるレベルアップにより、地域防災力が強化されています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
自主防災組織組織率 (自主防災組織の総数における地域コミュニティ防災組織比率)	60.0% (53.9)	75.0% (85.0)

【目標値の考え方】

- ・自主防災組織組織率：平成 18 年度の東北六県平均（65.0%）を 10% 上回ることを目指すもの。
- ・自主防災組織の総数における地域コミュニティ防災組織比率：平成 18 年度の東北六県平均（81.2%）を上回ることを目指すもの。
- ※ 地域コミュニティ防災組織とは、町内会等の地域コミュニティが地域における防災計画を定め、災害発生時において自主的に初期消火や避難誘導などの防災活動を行う組織をいう。

現状

- 平成 19 年に実施した県民意識調査において、「消防や救急、防災の体制」及び「災害を受けにくい県土」は、重要度が高い項目の 4 位、7 位と上位に位置している。
- 今後 30 年間で発生確率が 99% と予測される宮城県沖地震への備えは、喫緊の課題である。
- 災害対策については、行政が行う災害対策としての「公助」のみならず、日頃から自らの身は自らが守る「自助」の意識付けや地域のことは地域で守るという「共助」の充実が必要であるが、中でも、発災時の対応として初期消火、避難誘導や救護などの役割を担う自主防災組織の育成強化による地域防災力の向上が重要である。
- 自主防災組織の育成強化については、種々の結成単位がある中で、地域力を存分に発揮するため、特に地域住民の連帯意識に基づく町内会や自治会といった地域単位の自主防災組織（地域コミュニティ防災組織）の拡充と機能強化が必要である。

2 目指す姿を実現するための取組み

県は、広域的な立場において自らの災害対応力の強化を図るとともに、市町村や地域住民等が行う地域防災力向上への取組に対し支援していきます。

県の施策としては、「自助・共助・公助」について、「自助」においては「防災意識の高揚」を、「共助」においては「自主防災組織・消防団育成強化、防災関係機関の連携強化」を、「公助」においては「災害対応力の強化」や「防災施設の整備」を施策の柱として各種施策を複合的に展開していきます。

主な取組内容

○ 県民が自らの身を自らが守る意識の醸成

自らの身を自らが守るという意識を醸成するため、学習用教材の配布や教職員への研修を通じ小中学校における防災教育の推進や、住民参加によるワークショップ等啓発事業を通じ県民の防災意識の高揚を図るとともに、住民参加による防災訓練を実施し災害発生直後の応急対応力の強化を支援します。

○ 地域の安全を地域が守る体制の整備

・ 自主防災組織の充実強化

地域住民団体を対象として防災活動に関するワークショップ等の実施、自主防災組織のリーダーや地域防災指導者の養成を行うなどして、市町村が行う地域防災の担い手である自主防災組織の充実強化を支援します。

・ 防災関係機関との連携強化

住民や関係機関等が参加する訓練を実施することにより、自主防災組織と防災関係機関が連携し、地域の安全を地域が守る体制の整備が図られるよう支援します。

○ 実効的な防災体制の整備

・ 防災危機管理体制の構築

大規模災害時に対応可能な防災危機管理体制の構築のため、災害対策本部の初動体制や機能を強化します。

・ 防災危機管理対応力の向上

災害等の発生に迅速・的確に対応できるようロールプレイング方式による実践的な訓練や各種研修を実施し、防災対応職員の能力向上に努めます。

また、市町村職員との共同訓練を実施することにより、市町村の防災危機管理対応力の向上を支援します。

○ 災害に強い県土づくりの推進

・ 河川・海岸・砂防等の防災施設整備

河川、海岸、砂防等の防災施設整備を着実に進めるとともに、河川情報の提供、土砂災害警戒区域指定などのソフト対策の充実を図り、効果的な災害予防対策を推進します。

・ 岩手県耐震改修促進計画の推進

生活の基本となる木造住宅や県民が数多く利用する建築物等に対する耐震対策を推進します。

・ 緊急輸送路の防災対策

大規模な地震が発生した際、災害応急活動が確実に実施できるよう、緊急輸送路の橋梁や法面等の道路防災対策を実施します。

3 取組みにあたっての役割分担

県、市町村、地域団体・事業者等、県民・家庭が、災害発生時の被害軽減のためにそれぞれの役割に基づいて防災対応力の向上に努めていく必要があります。

県	市町村
○広域的な立場において災害対応力の強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・県の防災体制の整備 ・市町村や地域住民等が行う地域防災力向上への取り組みに対する支援する ・防災施設の着実な整備 	○地域防災力の充実強化を図る。 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の防災体制の整備 ・住民に対して防災意識の啓発・高揚を図る ・自主防災組織の育成強化を図る ・防災関係機関との連携強化を図る
県民・家庭	地域団体・事業者等
○自らの身を自らが守ることができるよう自らの防災対応力の向上を図る。	○地域の安全を地域で守ることができるよう地域ぐるみでの防災対応力の向上を図る。

治安対策の推進による安全・安心なまちづくり

1 目指す姿

県や市町村、県民、事業者が一体となって防犯活動や交通安全活動などの治安対策に取り組み、地域の安全が保たれ、県民が安心して生活を営んでいます。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
①人口 10 万人当たりの犯罪発生件数	734.0 件	600 件以下
②犯罪の被害に遭わないための行動をしている人の割合	51.9% [㊦]	65%
③年間交通事故死者数 (目標値)	106 人以下 [㊦]	83 人以下

【目標値の考え方】

- ① 治安が良かったと実感された昭和 50 年代初頭の水準を目指し、平成 22 年度の目標値を 600 件以下とするもの。
- ② 防犯意識の高揚を図ることなどにより、現状値 (51.9%) の約 2 割向上を目指すもの。
- ③ 平成 24 年に過去 10 年間 (H5～H14) の平均死者数 136.5 人の半減を目指しており、平成 22 年度の目標値を 83 人以下とするもの。

現状

- 本県の犯罪発生件数は、平成 9 年に 15,925 件と戦後最多を記録しましたが、平成 14 年以降、毎年減少を続け、平成 18 年は 10,090 件と平成に入って最も少なくなっています。また、交通事故死者数は 76 人で 5 年連続して減少し、昭和 34 年以降最も少ない死者数となっています。
- 女性や子どもを対象とした性犯罪の多発や殺人事件などの凶悪事件の続発、悪質商法被害の深刻化、交通事故の犠牲となる高齢者の増加などを背景に、「犯罪や交通事故の少ない社会」の実現に対する県民の期待が高まっています。
- 本県の無施錠被害率は、平成 18 年において、空き巣で 51.8% (全国 23.4%)、自動車盗で 85.3% (全国 28.7%) と高い状況で推移しており、県民一人ひとりの防犯意識の高揚が求められています。
- 自主防犯団体数は、平成 18 年末において、全国平均で 679 団体組織されていますが、本県では 290 団体にとどまっており、全国に比較して少ない状況にあります。
- 本年は、交通事故の発生件数、死者数、負傷者数とも大幅に増加しており、特に、高齢者が関係する交通死亡事故の割合が高くなっていることから、高齢者の交通事故防止対策を中心とした対策が必要となっています。

2 目指す姿を実現するための取組み

県民一人ひとりの安全意識を高め、県、市町村、県民、事業者が安全・安心なまちづくりにそれぞれ取り組むとともに、相互に連携・協力し、本県の良さであるコミュニティの力を活用しながら、自助、共助、公助による取組みを、全県を挙げて持続的に推進します。

主な取組み内容

○ 県民の防犯意識高揚

「推進期間」を設定しての重点的な啓発活動（県民運動推進キャンペーン）の実施、犯罪の発生状況等に関する情報の速やかな提供など、広報・啓発活動を展開し、県民自らの日常生活における安全確保の行動を促進します。

○ 地域における防犯力の強化

防犯活動の担い手やリーダーの養成を目的とした講習会の開催、地域における防犯講習会や防犯マップ作成等の取組みへのアドバイザーの派遣及び防犯団体の立上げ等を支援するための市町村を通じた助成などにより、地域における防犯活動の活発化を促進します。

○ 犯罪が起こりにくい環境整備の促進

「学校・通学路における子どもの安全確保に関する指針」、「道路・公園・住宅等の防犯性の向上に関する指針」を策定し、その普及を図ることにより、指針に基づく危険箇所等の点検や改善を促進します。また、深夜に営業する店舗等や繁華街についても防犯対策を促進します。

○ 消費者被害対策の推進

不当取引行為を行う悪質事業者の早期把握・迅速な処分、消費者への注意喚起による未然防止、弁護士不在地域等での無料出張相談等による消費者被害の救済、相談体制の充実及び関係機関・団体との連携による多重債務対策を推進します。

○ 青少年の健全育成対策の推進

学校や家庭、地域等と連携し、青少年の規範意識を高めるための教育の充実、非行や犯罪被害に巻き込まれないための対策、犯罪被害や虐待を受けた子どもの立ち直り支援などの青少年の健全育成対策を推進します。

○ 交通事故抑止対策の推進

第8次岩手県交通安全計画に基づき、関係機関・団体等と連携し、高齢者の交通安全対策や夜間の歩行者事故対策等を重点的に推進します。

○ 治安基盤の強化

治安対策を推進し、安全・安心なまちづくりを進めるため、警察施設・装備等の整備、交番相談員の増員による交番機能の強化など、下支えとなる治安基盤を強化します。

3 取組みにあたっての役割分担

安全で安心な地域社会を実現するためには、県民一人ひとりの防犯意識の高揚を図るとともに、防犯団体によるパトロールや子どもの見守りなど、地域における安全活動を促進することが必要です。

このような地域における安全活動の支援については、最も住民に身近な自治体である市町村の果たす役割が重要であり、県は、広域性・専門性の観点から、市町村と連携・協力し、県民運動の展開や指針の策定などの施策を推進します。

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> 安全・安心なまちづくりや交通安全についての県民運動の展開 安全・安心な環境整備のための指針の策定、助言 犯罪情報の発信・提供 消費者相談体制や消費者教育の充実、市町村支援 事件の検挙、交通の取締り 犯罪被害者に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> 住民等への防犯・交通安全意識の普及啓発 安全安心な環境整備 地域における安全活動への支援 地域における消費者行政施策の企画・実施 関係団体間の連携・協力の促進
県民・事業者	地域団体
<ul style="list-style-type: none"> 施錠の励行、顧客・従業員の安全対策等、日常生活や事業活動における安全の確保 地域におけるパトロールや子どもの見守り等防犯活動の組織化と参加 正しい交通ルールとマナーの励行 	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるパトロールや子どもの見守り等防犯活動の実施 交通安全街頭活動の実施 関係者との連携

V 「ふるさとづくり」を担う人材の育成

V 「ふるさとづくり」を担う人材の育成

指標名に続く数値は、
現状値(H18)⇒目標値(H22)

17 家庭・地域と協働する目標達成型の学校経営への改革

【指標：家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営に取り組む学校の割合 一⇒100%】

- ①目標達成型の学校経営への脱皮
- ②学校と家庭・地域との協働

18 児童生徒の学力向上

【指標：学習定着度状況調査における定着の分布の状況(小・中学校) 一⇒(調査結果を分析のうえ今後設定)】

【指標：各学校が設定した進路目標を達成した学校の割合(高等学校) 一⇒100%】

- ①基礎・基本の定着状況の客観的な分析・把握
- ②授業力の強化
- ③家庭・地域との協働の強化
- ④数学(算数)・英語の学力向上
- ⑤地域・産業界と連携したキャリア教育の推進
- ⑥特色ある私立学校の支援

19 豊かな心を育む教育の推進

【指標：「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合(小学校) ⑪87⇒90%】

【指標：「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合(中学校) ⑪80⇒85%】

【指標：「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合(高等学校) ⑪70⇒75%】

- ①児童生徒一人ひとりの自己実現を支援する学校づくり
- ②心の教育の充実
- ③家庭・地域との協働の充実
- ④学校不適応対策の推進
- ⑤私立学校における取組みの支援

20 児童の体力向上

【指標：「体力・運動能力調査」における全国平均を上回る項目の割合 65.6⇒100%】

【指標：「体力・運動能力調査」における総合評価のD・E段階の児童の割合(小学6年生) 22.1⇒18%以下】

【指標：肥満傾向児の割合(小学6年生) 14.9⇒10.8%】

- ①「岩手っ子体力アップ運動」の推進
- ②体育の授業力向上

21 特別支援教育の充実

【指標：特別支援学校の対象児を在籍させる小・中学校の割合 13⇒15%】

【指標：特別支援学級の対象児を通常の学級に在籍させる小中学校の割合 25⇒35%】

【指標：特別支援学校の高等部卒業生のうち一般就労を希望する者の就労達成率 72⇒90%】

- ①障がいのある児童生徒を受け入れる教育の場の拡充
- ②全ての学校における特別支援教育体制の充実・強化
- ③障がいのある児童生徒の学習・生活を支える支援員の配置
- ④特別支援教育に対する県民の理解の増進
- ⑤関係機関や企業等と連携した障がいのある生徒の就業支援

22 競技スポーツの強化

【指標:本県出身の国際大会日本代表者数(累計) 23⇒70人】

【指標:国民体育大会天皇杯得点順位 34⇒25位以内】

- ①中長期的な視点に立った選手育成
- ②競技団体の組織体制の充実
- ③産業団体や企業の取組みの強化
- ④スポーツ医・科学サポート体制の充実

23 地域に根ざした高等教育機能の充実

【指標:教育GP獲得数 4⇒6人】

【指標:産学官共同研究企業数 149⇒284】

【指標:公開講座受講者数 24,741⇒42,000人】

- ①高校教育との連携、医師確保対策の充実
- ②特色ある教育研究への取組み
- ③キャリア教育の充実
- ④リカレント教育・生涯学習への貢献
- ⑤大学間連携の促進
- ⑥産学官連携と産業化への取組み
- ⑦知的財産権の活用促進

24 多様な市民活動を牽引するさまざまな人材の育成と活用

【指標:市民活動参加率 ⑦26.7⇒50%】

- ①地域コミュニティ活動を牽引する人材の養成と活性化に向けた支援
- ②地域の未来を担う青少年の育成と社会参加活動促進のための情報と機会の提供
- ③市民活動を豊かにする男女共同参画の推進体制の構築と活性化
- ④市民活動に参加する県民への支援機能の充実
- ⑤協働のノウハウ・仕組み定着のための情報提供・普及啓発

25 団塊の世代を中心とした定住と交流の促進

【指標:県外からの定着者数 872⇒1,000人(累計4000人)】

- ①岩手独自の情報発信による岩手ファンの獲得
- ②パートナー市町村の拡大
- ③地域のニーズに即した人材の活用

家庭・地域と協働する目標達成型の学校経営への改革

1 目指す姿

児童生徒の「知・徳・体」をバランス良く育み、将来、社会人として逞しく生きていくことができる総合的な人間力を育成するという教育目標の実現に向けて、校長のリーダーシップのもとで、家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営への改革が進んでいます。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
家庭・地域との協働による目標達成型の学校経営に取り組む学校の割合	—	100%

【目標値の考え方】

全ての小・中・高等学校で学校経営計画を策定し、目標達成型の学校経営に取り組むことを目指すもの。

現状

- 学習意欲の低下をはじめ、学力や体力の低下、いじめ・不登校問題の深刻化、家庭の教育力の低下など、学校教育を巡る状況は厳しさを増してきています。

2 目指す姿を実現するための取組み

学校教育を巡る今日的な厳しい状況を打開していくためには、毎年度の学校経営の達成目標を明確に掲げ、その実現に具体的に取り組んでいくことが重要であり、また同時に、学校経営を学校自体で完結させることなく、家庭・地域との協働にまで広げていくことが必要です。

全ての小・中・高等学校において、このような学校経営の改革に取り組めますが、特に、義務教育においては、このような取組みを「いわて型コミュニティ・スクール構想」として推進します。

主な取組内容

○ 目標達成型の学校経営への脱皮

一つひとつの学校がそれぞれの学校の現状と地域の状況などを踏まえながら、中長期的な目標のもと、毎年度の達成目標とその実現方策を明らかにした学校経営計画を定め、実行し、その成果と課題を検証していくというPDCAサイクルに基づく学校経営改革に取り組めます。

○ 学校と家庭・地域との協働

一つひとつの学校がそれぞれの達成目標を実現していくためには、学校のみでの取組みでは限界があることから、学校と児童生徒、家庭が学力や生活習慣などの達成目標を共有して実現を目指す「まなびフェスト」の取組みなど、家庭との協働を強化するとともに、体験学習に関する協力関係の構築など地域社会との協働に取り組めます。

3 取組みにあたっての役割分担

一つひとつの学校が、校長のリーダーシップのもと、家庭や地域との協働の強化を視野に入れて、目標達成型の学校経営計画の策定と実行、検証に取り組んでいくことが基本です。

児童生徒の家庭においては、家庭学習の習慣付けや生活習慣の改善など、学校経営計画と協働していく取組みが期待されます。

また、地域においては、児童生徒の体験学習への協力や放課後における「児童の居場所づくり」など、学校と協働する取組みが期待されます。

県と市町村の教育委員会は、このような一つひとつの学校の家庭・地域との協働を視野に入れた経営改革の取組みを、現場の状況を踏まえながら支援します。

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・いわて型コミュニティスクール構想などの推進 ・広報活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後の児童の居場所づくりなどの推進
学校	家庭・地域
<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成型の学校経営計画の策定 ・家庭・地域と協働した計画の実行 ・実行した成果の検証 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営への参画・協働 ・家庭学習や生活習慣の確立

児童生徒の学力向上

1 目指す姿

小・中学校においては、一人ひとりの児童生徒に基礎・基本が定着し、高等学校においては、その上に立って生徒一人ひとりの目指す進路を実現できる学力が身についています。

(※基礎・基本の定着…知識の習得とそれを活用する力、物事をしっかり考える力が身に付くこと)

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
①学習定着度状況調査における定着の分布の状況(小中学校)	—%	※10月の調査の結果を分析のうえ設定
②各学校が設定した進路目標を達成した学校の割合(高等学校)	—%	100%

【目標値の考え方】

- ① (基礎・基本の定着状況の分布の幅を縮め、全体的な水準を上げていくことを目指すもの。)
- ② 全ての高等学校で進路目標を掲げ、達成されることを目指すもの。

現状

- 小・中学生の学習定着度状況調査の正答率は、学年の進行とともに低下する傾向があり、また、定着状況の分布の幅も大きくなっています。
- 数学・英語を中心に目指す進路に必要な学力が不十分であるという理由で、高等学校の学年進行に伴って生徒が進路を変更する傾向が見られます。
- 私立学校においても、学力向上に重点を置いたコース編成や学級編成の取組みが見られます。

2 目指す姿を実現するための取組み

学力向上を学校経営計画の中心的な課題として位置づけ、一つひとつの学校における客観的な課題分析を基本に、教員一人ひとりの授業力の強化、家庭・地域との協働などに全力を挙げて取り組みます。

また、地域、産業界と連携したキャリア教育などを通じ、児童生徒に「何のために学ぶのか」をしっかりと意識させ、主体的な「学びの意欲」を確立していきます。

さらに、私立学校における学力向上を図るための取組みに対して支援します。

主な取組内容

- 基礎・基本の定着状況の客観的な分析・把握
一つひとつの学校において、学年・学級単位で教科・領域ごとの現状と課題を客観的に分析・把握し、確実に改善につなげていく仕組みを構築します。
- 授業力の強化
教員一人ひとりの授業力の強化、児童生徒一人ひとりの到達度に応じた授業の展開、実践的な研修体系への見直しなど、授業力の強化を一層推進します。
- 家庭・地域との協働の強化
学校と児童生徒、家庭が達成目標を共有して実現を目指す「まなびフェスト」の取組みを通じた家庭学習の定着など、学力向上に向けた学校と家庭・地域の協働を強化します。
- 数学(算数)・英語の学力向上
小・中・高等学校の連携による指導の連続性の確保、教員一人ひとりの授業力の強化など、数学(算数)・英語の学力向上に向けた取組みを強化します。

○ 地域・産業界と連携したキャリア教育の推進

学校と地域、産業界との連携を強化し、キャリア教育を重視した教育プログラム開発など、児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育を推進します。

○ 特色ある私立学校の支援

私立学校においては、建学の精神に基づいた特色ある教育が行われていますが、その中で各学校において学力向上やキャリア教育に積極的に取り組んでおり、県もこれを支援していきます。

3 取組みにあたっての役割分担

一つひとつの学校が学力向上を学校経営改革の中心的な課題として全力を挙げて取り組んでいくことが基本です。

児童生徒の家庭には、家庭学習の習慣付けや学習に関する動機付けを始め、学習のための基本となる生活習慣の改善などの取組み、また、地域・産業界には学校と協働したキャリア教育などの取組みが期待されます。

県と市町村の教育委員会は、このような学校・地域と協働した一つひとつの学校の学力向上の取組みを現場の状況を踏まえながら支援します。

また、県は、私立学校に対して、助成や情報提供等の支援を行います。

県		市町村	
<ul style="list-style-type: none"> ・学習定着度状況調査の実施（システムの改善） ・職員研修の実施 ・私立学校に対する支援 		<ul style="list-style-type: none"> ・学習定着度状況調査の活用等による状況の把握 ・研究指定等の実施 	
学校	家庭	地域・産業界	
<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営計画に基づく学力向上の取組み ・基礎基本に係る客観的な分析・把握 ・授業力強化や進路実現に向けた取組み ・キャリア教育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校経営への参画・協働 ・家庭学習の環境づくり 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校等との連携体制の構築 ・職場体験・インターンシップ等の受け入れ・協力 	

豊かな心を育む教育の推進

1 目指す姿

児童生徒一人ひとりが豊かな人間性を育みながら、意欲的に学習や体験活動に取り組み、いきいきとした学校生活を実現しています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
「学校が楽しい」と答える児童生徒の割合	(小) 87% [㊦] (中) 80% [㊦] (高) 70% [㊦]	(小) 90% (中) 85% (高) 75%

【目標値の考え方】

平成 17 年の現状値を、それぞれ今後 4 年間で概ね 5 % 程度の上昇を目指すもの。

現状

- 核家族化や急速な情報化の進展など、児童生徒を取り巻く環境が大きく変化の中で、児童生徒の倫理観や規範意識の希薄化が進むとともに、いじめや不登校など学校不適應問題が深刻化しています。

2 目指す姿を実現するための取組み

家庭環境の違いなど様々な個性を持つ児童生徒一人ひとりを受け入れ、それぞれの自己実現を支援する学校づくりを基本に据えて、豊かな感性や情操を育む心の教育の充実を進めるほか、人間関係を形成できる能力育成の観点から、スポーツや自然体験活動など家庭や地域との協働による取組みを充実します。

また、学校教育を取り巻く今日的課題である学校不適應対策については、相談機能の充実などその対策を一層推進します。

さらに、私立学校における、豊かな心を育むための取組みに対して支援します。

主な取組内容

- 児童生徒一人ひとりの自己実現を支援する学校づくり
さまざまな課題を抱える児童生徒を受け入れる大きな許容力を持ち、多様な個性を持つ児童生徒一人ひとりの自己実現を支援することを重視する学校づくりを強化します。
- 心の教育の充実
ボランティア活動や自然体験活動、読書活動、道徳や総合的な学習の時間など、教育全般において豊かな感性や情操を育む心の教育を充実します。
- 家庭・地域との協働の充実
児童生徒の自立心や人間関係を形成できる能力の育成を進めるため、スポーツや伝統芸能の伝承活動、自然体験活動など、家庭や地域との協働による教育活動を充実します。
- 学校不適應対策の推進（今日的課題の解決）
学校教育を取り巻く今日的課題である学校不適應対策として、スクールカウンセラーの配置など児童生徒が相談しやすい環境づくりを推進します。
- 私立学校における取組みの支援
私立学校における学校不適應対策としてのスクールカウンセラーの配置や県の専門機関における相談のサポートなどの支援を行います。

3 取組みにあたっての役割分担

一つひとつの学校が「豊かな心を育む教育」を学校経営改革の重要な柱として明確に位置付け、全力を挙げて取り組んでいくことが基本です。

児童生徒の家庭や地域は、学校と協働しながら、ボランティア活動や読書活動、さらにはスポーツや自然体験活動などに取り組めます。

県と市町村の教育委員会は、このような家庭・地域が協働した一つひとつの学校の取組みを現場の状況を踏まえながら支援します。

また、県は、私立学校に対して、助成や情報提供等の支援を行います。

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・ 教員研修、相談体制（相談員等の配置等）の構築 ・ 私立学校に対する支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放課後の児童の居場所づくりなどの推進
学校	家庭・地域
<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校経営計画に基づく取組み ・ 道徳教育、自然体験活動等の充実 ・ 学校不適応対策の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア活動、読書活動等への支援 ・ 学校行事への参加・協力

児童の体力向上

1 目指す姿

児童が自らの体力や健康に関心を持ち、積極的にスポーツや運動に取り組むことによって、将来にわたって健康で充実した生活を営むことができる体力を身につけています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
①「体力・運動能力調査」における全国平均を上回る項目の割合	65.6%	100.0%
②「体力・運動能力調査」における総合評価のD・E段階の児童の割合（小学6年生）	22.1% ^⑧	18%以下
③肥満傾向児の割合（小学6年生）	14.9%	10.8%

※体力・運動能力調査…小学生の体力・運動能力に係る調査全96項目（8種目×男女別・学年別）をA～Eまでの5段階で判定

※肥満傾向児…性別・年齢別の身長別平均体重に対して120%以上の児童

【目標値の考え方】

- ① 体力・運動能力について、全国平均以上を目指すもの。
- ② 体力・運動能力について、全体的なレベルアップを目指すもの。
- ③ 平成18年度の全国平均値10.8%を目指すもの。

現状

- 生活環境の変化に伴う体を動かす機会の減少や食生活・生活習慣が多様化する中で、児童生徒の体力の低下傾向が明らかになっており、また、肥満傾向を示す児童生徒も全国平均を上回っています。

2 目指す姿を実現するための取組み

全県的な視点に立った実践的な取組みを推進する観点から、「岩手っ子体力アップ運動」を推進するとともに、特に小学校における体育の授業力向上に取り組めます。

主な取組内容

- 「岩手っ子体力アップ運動」の推進

児童が運動の楽しさを知り、自ら進んで実践する意識を醸成していくため、全ての小学校への体力向上担当者の配置や家庭・地域との協働の強化によって、運動機会の拡大や習慣化を図る「岩手っ子体力アップ運動」を推進します。（例：各学校における朝マラソン、業間なわとび、「地域子ども教室」の支援等）

また、学校と家庭の協働のもと、「まなびフェスト」などの取組みを通じて、「早寝・早起き・朝ごはん」を始めとする望ましい生活習慣の確立や食育の推進などの取組みを強化します。
- 体育の授業力向上

体育実技研修会の拡充や保健体育免許等保有教員の適正配置、体育授業における実技アシスタントの配置などにより、小学校における体育授業を充実します。

3 取組みにあたっての役割分担

一つひとつの学校が、「体力向上」を学校経営の重要な柱として明確に位置付けて、「岩手っ子体力アップ運動」など全力を挙げて取り組んでいくことが基本です。

児童の家庭や地域は、学校と協働しながら、「岩手っ子体力アップ運動」の一環として望ましい生活習慣の確立や食育の推進などに取り組めます。

県や市町村の教育委員会は、このような家庭・地域と協働した一つひとつの学校の取組みを現場の状況を踏まえながら支援します。

県	市町村
・ 体育の授業力向上に向けた体制の構築	・ 体力向上に向けた環境づくりの推進
学校	家庭・地域
・ 「岩手っ子体力アップ運動」の実施 ・ 体育の授業力向上への取組み	・ ボランティア等による体力向上に向けた取組みの支援 ・ 望ましい生活習慣の確立、食育の推進

特別支援教育の充実

1 目指す姿

学校と地域の連携により、障がいのある児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに応える支援体制が整備され、全ての児童生徒が自己実現に向けて共に学び、育ち合う学校が実現されています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
①特別支援学校の対象児を在籍させる小・中学校	13%	15%
②特別支援学級の対象児を通常の学級に在籍させる小・中学校	25%	35%
③特別支援学校の高等部卒業生のうち一般就労を希望する者の就労達成率	72%	90%

【目標値の考え方】

- ①② 特別支援学校・学級の対象児を、半数の小・中学校の割合において在籍させることを目指すもの。
- ③ 高等学校の就労達成率と同等レベルを目指し、平成 22 年度の目標値を 90%とするもの。

現状

- 特別支援教育の対象児が増加しているとともに、障がいが重度化・多様化する傾向にあります。また、通常の学級に在籍するLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）など発達障がいのある児童生徒も、平成 18 年度の調査においては児童生徒の 4.5%を占めています。

2 目指す姿を実現するための取組み

障がいのある児童生徒が身近な地域の学校で障がいのない児童生徒と共に学ぶことができる教育の場の拡充と学校での学習・生活を支える体制の強化を図るとともに、特別支援教育に対する県民の理解の増進や、障がいのある生徒の就業支援に重点的に取り組んでいきます。

主な取組内容

- 障がいのある児童生徒を受け入れる教育の場の拡充
市町村との協働のもとで、小・中学校の空き教室等を活用した特別支援学校の分教室の設置を進めるとともに、特別支援学校対象児が小・中学校に在籍できる認定就学者制度の積極的な活用を進めます。
- 全ての学校における特別支援教育体制の充実・強化
幼稚園から高等学校までの全ての学校において、特別支援教育校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名、児童生徒一人ひとりの特別な教育的ニーズに対応するための「個別の指導計画」の策定を進めます。
- 障がいのある児童生徒の学習・生活を支える支援員の配置
市町村との協働により、小・中学校への特別支援教育支援員の配置等を進めるとともに、県立高等学校においても、特別支援教育のための支援員の配置を進めます。
- 特別支援教育に対する県民の理解の増進
特別支援学校の地域における特別支援教育のセンター的機能を充実し、特別支援教育に対する県民の理解を深めるとともに、ボランティアなどの地域力を活用しながら支援体制を構築します。
- 関係機関や企業等と連携した障がいのある生徒の就業支援
労働・福祉関係機関との連携や企業等への働きかけとともに、公的機関での職場実習の受け入れを促進するなどの取組みを通じ、障がいのある生徒の就業及び自立と社会参加を支援します。

3 取組みにあたっての役割分担

障がいのある児童生徒が障がいのない児童生徒と共に学び、育ち合う教育の充実のためには、県と市町村、地域が連携しながら、様々なかたちで地域力を積極的に活用する仕組みづくりが必要です。

また、生徒の就業や自立支援のためには、労働・福祉関係機関との連携や企業等の理解と協力も重要となります。

県		市町村	
<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校の分教室の設置 ・支援員等の配置（県立学校） 	<ul style="list-style-type: none"> ・学校における取組みの支援 ・支援員等の配置（小・中学校） 		
学校		家庭・地域	労働・福祉関係機関等
<ul style="list-style-type: none"> ・個別の支援計画の策定や校内委員会の設置 ・障がいのある児童生徒の受入れの拡大と支援の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ・支援員、ボランティアとしての参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・就業への支援 	

競技スポーツの強化

1 目指す姿

スポーツの国際大会や各種全国大会において本県選手が活躍することによって、県民に大きな夢と感動を与え、また県民のスポーツへの取組みが活発化しています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
①本県出身の国際大会日本代表者数	23人	70人 (累計値)
②国民体育大会天皇杯得点順位	34位	25位以内

【目標値の考え方】

- ① 毎年15人程度の日本代表を誕生させ、4年間で累計70人を目指すもの。
- ② 全国中位の25位以内を目指すもの。

現状

- 競技者人口の減少に加え、厳しい経済環境のもとでの企業スポーツの後退、ジュニア層の県外への流出などを背景に、平成18年度の国民体育大会における順位は34位と東北最下位になっているほか、本県出身のオリンピック選手も平成12年のシドニー大会から不在となっています。

2 目指す姿を実現するための取組み

中長期的な視点に立って、選手育成をはじめ競技団体の組織体制の充実、企業の取組みの強化、さらには、今日的に重要性が増しているスポーツ医・科学サポート体制の充実などに取り組みます。

主な取組内容

- 中長期的な視点に立った選手育成
素質のあるジュニア層の早期発掘、高等学校への優秀な指導者の長期配置、中高の連携による一貫指導体制の強化など、中長期的な視点での選手育成を強化します。
- 競技団体の組織体制の充実
選手の系統的な育成や競技スポーツの普及などを担う各競技団体の組織体制の充実を図ります。
- 産業団体や企業の取組みの強化
企業スポーツを活性化していくほか、優秀な選手の受け入れのための雇用環境の整備を促進します。
- スポーツ医・科学サポート体制の充実
競技技術の高度化とスポーツ医・科学理論の発達を踏まえて、スポーツドクターや大学研究者との連携のもと、選手の実践的なサポート体制を強化する観点から、コンディショニング・スポーツ栄養等の指導や各人に適した科学的なトレーニングプログラムの作成を行うなど、スポーツ医・科学サポート体制の充実を図ります。

3 取組みにあたっての役割分担

県として、中長期的な視点に立って、ジュニア層の選手育成やスポーツ医・科学サポート体制の充実に取り組んでいくほか、競技スポーツ強化のための全県的なコーディネート機能を強化していきます。

県体育協会、競技団体や企業等には、組織体制の充実など、それぞれの役割分担に応じた積極的な活動が期待されます。

県	県体育協会・競技団体	企業等
<ul style="list-style-type: none">・ジュニア選手の早期発掘・育成・スポーツ医・科学サポート体制の充実	<ul style="list-style-type: none">・組織体制の充実・優秀選手の確保の促進	<ul style="list-style-type: none">・優秀選手の雇用・環境の整備

地域に根ざした高等教育機能の充実

1 目指す姿

高等教育機関（大学等）が県民の多様なニーズに的確に対応し、地域に根ざした特色ある教育研究の推進により、地域社会を支える優れた人材が輩出されるとともに、教育研究の成果が広く還元され、地域の産業、文化等の振興に貢献するほか、国際的な教育研究の連携が進められています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
文科省教育 GP (Good Practice : 優れた取組) 採択数	4 (県立大 2、岩大 2)	6
産学官共同研究企業数	149	284
公開講座受講者数	24,741 人	42,000 人

【目標値の考え方】

- ① 文部科学省の採択数を 5 割増（各大学などにおける大学改革の取組が一層推進されるよう、国公立大学を通じた競争的環境の下で、特色ある優れた取組について支援）
- ② 平成 14 年度実績 71 件をベースに、平成 22 年度にその 4 倍となることを目指すもの。
- ③ 県民の 3%の受講を目指し、平成 22 年度の目標値を 42,000 人とするもの。

現状

○ 県内大学の状況

平成 10 年の岩手県立大学の開学により、本県の大学収容力は高まりました。現在、県内の高等教育機関は、岩手大学（4 学部）、岩手県立大学（4 学部）、岩手医科大学（3 学部）、富士大学（1 学部）、盛岡大学（1 学部）、北里大学（1 学部）と短期大学 5 校、高等専門学校 1 校となっており、大学の学部構成は人文系 5、理工系 4、医学系 3、看護・福祉系 2 となっています。それぞれの大学は専門の職業人の育成など特色のある教育研究を行っているほか、大学間の連携にも取り組んでいます。

○ 教育研究成果の地域への還元

本県の産学官連携では、情報・通信技術の産学官連携拠点である岩手県地域連携研究センター（県立大学）の整備、岩手大学が中心となったいわてネットワークシステム（INS）の活動や大学と市町村との協定など教育研究を通じた地域貢献の取組みが活発で、全国的にも注目されています。

○ 県内大学卒業者の県内就職割合

首都圏での景気拡大が長期的に続いているなど、県内大学で就学した学生の就職先が県外となる傾向が続いており、県立大学においては 65%（18 年度）が県外に就職しています。県内で育成された有能な人材が地域で活躍できる安定的な雇用環境が望まれます。

2 目指す姿を実現するための取組み

各大学が地域に根ざした特色ある教育研究を推進し、地域医療を支える医師や看護師、高齢社会に対応した福祉人材、高度化する産業分野などの地域ニーズに対応した専門性の高い人材育成を図ります。

また、大学教育の質を高めるため、高大連携により学部で求める意欲ある人材が就学できるように努めます。

大学は地域の知的総合拠点であるとともに、それぞれの学部の特長や幅広い研究者の集積により新たな研究が触発され、さらに知見が広がっていくことを期待されています。県内大学の建学の精神を相互に尊重し、それまで培ってきた教育研究の蓄積を相互に活かし、また、学生の視野を広げることができるよう大学間の連携を進めていきます。

産学官連携の土壌は形成されてきていますが、岩手ならではの技術を育み、ものづくりの競争力を高めたり、地域課題に柔軟に取り組むために連携の絆をさらにしっかりとしたものにしていきます。

さらに、学生が社会人基礎力を身につけるようにキャリア教育に取り組むとともに、大学の卒業生が県内に定着できるように、地元企業の情報発信力の強化に努めていきます。

主な取組内容

※他の政策項目の取組みと重複する取組みについては、「(再掲)」と表示しています。

○ 高校教育との連携、医療人材の育成(再掲)

高校生が、進学後の大学における専門教育に円滑に移行し、目的意識を明確に持って就学できるように大学でのインターシップ研修、高校への出前講座や必要に応じてリメディアル教育(入学後の基礎学力補習)を行います。

また、地域に定着し貢献できる医療人材を育成するため、岩手医科大学の定員増に対応した奨学金制度の拡充等を行います。

○ 特色ある教育研究への取組み

各大学の特色を生かしながら、教育実践の中で課題となっていることや経済社会情勢の変化に伴い課題となっていることなどを教育研究として具体的に取り込んだ「特色ある大学教育支援プログラム」(文部科学省)などに取り組みます。

○ キャリア教育の充実(再掲)

学生の進路指導については、県では地元企業の魅力や情報が的確に伝わるようにキャリア教育プログラムの構築を支援します。

また、県立大学では、職業観を培う教養教育や企業を対象とした懇談会、個別企業の訪問開拓により、学生が修得した能力を活かせる職場とのマッチングを図るほか、卒業生の就労体験をフィードバックするなどしていますが、各大学のこうした取り組みを支援し、次代を担う社会人としてのキャリア形成を進めます。

また、岩手大学及び県立大学に設置したジョブ・カフェ・スポットにおいては、カウンセラーによる就業支援を身近に行い、若者の就業への不安を緩和していますが、一方、積極的な起業マインドを持つ学生に対しては経営ノウハウの支援を行い、地域経営の一翼を担う人材の育成に努めます。

○ リカレント教育・生涯学習への貢献

社会人が改めて大学における高等教育を受けたいとか、生涯学習の一環として身近に研究者の研究成果に触れることを望むニーズに対応して、大学院での社会人枠の設定や公開講座の充実を図ります。

○ 大学間連携の促進

県内大学がそれぞれ独自の学部編成であることから、他大学で学ぶ機会を創出し、違った専門分野に触れることで視野を広げ、環境の異なる学生と学ぶことで相互に刺激しあうことができるよう大学間の単位交換を進めます。また、学部を超えた学際的な研究など研究者間の連携も促進します。さら

に、各大学の国際的な教育研究の連携で深められた国際的な大学間連携の取組みも強化します。

○ 産学官連携と産業化への取組み(再掲)

地域におけるシーズ発掘、研究テーマ提案など公設試験研究機関が橋渡しとなり、大学の研究成果が実用化につながるよう民間団体、産業界との連携・協働を図ります。

研究者ばかりでなく、社会人、学生に対する各種研究発表の機会を創出することにより、地域課題を様々な視点で考え、論議を深め、また質の高い実践活動の展開に結びつけていきます。

産業化に関連する研究シーズについては、国県の競争的資金プロジェクト等を活用して、研究の熟度を深めながら、いわて産業振興センターを中核機関とする産学官連携により実用化・事業化を目指します。

いわて産学連携推進協議会（リエゾンー i）においては、大学や試験研究機関の研究シーズ集の作成、大学と企業のシーズ・ニーズのマッチングを図るフェアの開催など、企業と大学との共同研究の促進を図り、新産業の創出を推進します。

岩手県地域連携研究センター（県立大学）では、組み込みソフトの研究開発に対応した施設拡充を図り、企業と連携して新たな産業の集積を進めていきます。

また、全県的なネットワーク化のため「いわて未来づくり機構（仮称）」の設立に向け、検討を進めていきます。

○ 知的財産の活用促進

平成 19 年 3 月に策定した「岩手県知的財産戦略」により、大学や試験研究機関の知的財産の創出、企業による活用を図りながら、知的創造サイクルを確立し、地域産業の競争力・成長力を高め、本県経済の活性化を図ります。

3 取組みにあたっての役割分担

県、大学、試験研究機関及び産業界が次のような役割分担の下に連携し、地域のニーズに応じた専門性の高い人材育成を図ります。

県	大学
<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関、産業界との連携体制の構築 ・競争的資金の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・実学・実践による地域に貢献する教育研究（県立大学） ・特色ある教育研究を地域に還元（各大学） ・大学間連携として学生交流、研究者交流を促進
試験研究機関	産業界
<ul style="list-style-type: none"> ・企業と大学をつなぐ機能を発揮 	<ul style="list-style-type: none"> ・産学官連携への協力 ・大学への寄附講座の開設を検討

多様な市民活動を牽引するさまざまな人材の育成と活用

1 目指す姿

コミュニティ活動をはじめとした多様な市民活動が、県民の幅広い参加・協働のもとで行われています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
市民活動参加率	26.7 ^①	(50.0)

【目標値の考え方】

20歳以上の県民の2人のうち1人が市民活動に参加することを目指すもの。

現 状

- 少子高齢化の進行や個人の価値観の変化などに伴い、地域コミュニティの機能低下・衰退が懸念されています。
- 市民活動の活発化にあたっては、男女の偏りのない参画、若者の参加などあらゆる住民の参画が求められています。また、いわゆる団塊の世代が、これからの市民活動の担い手として期待されています。
- 都市部におけるNPO法人認証数の増加など、県民自らが様々な課題解決に取り組む機運が高まってきています。

2 目指す姿を実現するための取組み

豊かでゆとりのある地域を作っていくためには、多様な市民活動が県民の幅広い参加と協働のもとで行われていることが必要です。

そのため、市町村やNPO、企業と連携し、広く県民に対し、その重要性・必要性を周知・徹底するとともに、地域コミュニティ活動や男女共同参画などをリード・サポートする人材の育成や広域的な視点での情報提供、NPO・ボランティア活動の促進に向けた一層の環境整備などに努めます。

主な取組内容

- **地域コミュニティ活動を牽引する人材の養成と活性化に向けた支援**
市町村との連携のもと、NPOや豊富な経験・高い技術を有する団塊の世代等、外部の力も導入しながら、地域コミュニティ活動をリードしていく人材を養成します。また、その活動の活性化に向けて県が持つ様々な情報やノウハウなどの提供を行います。
- **地域の未来を担う青少年の育成と社会参加活動促進のための情報・機会の提供**
市町村や住民、企業との連携により、青少年を対象として、地域資源を活かした交流体験活動を通じて、地域の教育力向上を図ります。また、青少年活動交流センターの機能を活用して地域活動参加の支援を行います。
- **市民活動を豊かにする男女共同参画の推進体制の構築と活性化**
市町村における男女共同参画計画の策定を支援し、住民の主体的な活動を促進します。また、企業への働きかけ、男女共同参画サポーターとの連携を進め、男女共同参画センターの機能を活用して、職場、地域、家庭のバランスのとれたライフスタイル（ワーク・ライフ・バランス）への転換を図ります。

○ 市民活動に参加する県民への支援機能の充実

NPO活動交流センターと地域の支援拠点との連携や地域のNPOのネットワークを構築するなど、行政とNPO等が協働した支援体制づくりを進めます。

○ 協働のノウハウ・仕組み定着のための情報提供・普及啓発

自治会等の地縁組織、NPO、企業など多様な主体の協働が進むよう、その評価をしながら、情報提供と普及啓発を行います。特に、地縁組織やNPO等も行政とともに公共サービス提供の担い手であることや、協働の目的が、質が高く、柔軟なサービスの提供にあることについて理解が進むようにします。

3 取組みにあたっての役割分担

県民の参画と協働による持続可能な地域社会の形成のためには、県民一人ひとりが主体的に参画し、多様な主体が役割を分担しながら、市民活動に取り組むことが必要です。

県民・NPO	企業
<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動への参加・参画 ・青少年の社会参加や男女共同参画意識の共有 ・自ら実施している協働事業等の情報発信(NPO) 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業市民として市民活動への参加・参画 ・市民活動を行う県民・NPOへの支援(企業メセナ活動) ・ワーク・ライフ・バランスやボランティア活動参加促進のための環境整備
市町村	県
<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動に参加する住民に対する身近な支援機能の整備 ・区域内の関係団体、機関との連絡調整 ・多様な主体との協働の実施とその評価 ・ワーク・ライフ・バランスやボランティア活動参加促進のための環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が行う取組みへの支援 ・全県を対象とした普及・啓発 ・全県的・専門的な人材の養成 ・県域の関係団体、機関との連絡調整 ・多様な主体との協働の実施とその評価 ・ワーク・ライフ・バランスやボランティア活動参加促進のための環境整備

団塊の世代を中心とした定住と交流の促進

1 目指す姿

定住・交流人口の増加によって、地域活動や生産活動が広がりと深みを保ちながら持続しており、県外の岩手ファンの拡大とあいまって、本県の活力を支える基盤となっています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
県外からの定着者 (人/年)	872 人	1,000 (累計 4,000 人)

【目標値の考え方】

平成 18 年度から平成 27 年度までの 10 年間で県外からの就職や就農、二地域居住等により 1 万人、毎年度 1 千人の定着を目指すもの。

現 状

- 人口減少や高齢化の進行が県内経済や地域活動に影響を与えることが懸念されます。
- 今、県外には、県出身の団塊世代が約 5 万人住んでいます。また、都市住民の約 2 割が地方への移住を希望しています。(平成 17 年度内閣府調査)
- 団塊の世代をはじめ移住者は、これまで培った経験や優れた技術があります。

2 目指す姿を実現するための取組み

他県と差別化した情報発信により、大都市圏での本県の認知度向上、岩手ファン拡大を図ります。また、本県に移住等を希望する県外の人材と地域のニーズとのマッチングにより、地場産業や地域活動の担い手を確保します。

取組みにあたっては、県、市町村、企業、NPO 等の多様な主体が連携し、一体となって定住・交流を促進します。

主な取組内容

- 岩手独自の情報発信による岩手ファンの獲得
 ブログやメールマガジンによる岩手県の魅力の発信、知事メッセージ及び職員のハガキによるメッセージ、物産展やフォーラム等による大都市住民への PR を通じて、いわて交流サポーターズクラブ登録など岩手ファンの拡大を図ります。
- パートナー市町村の拡大
 アドバイザー派遣や支援事業を通じて、地域資源や個性を活かした定住と交流の促進に取り組む市町村を支援します。
- 地域のニーズに即した人材の活用
 地域が求める人材とのマッチングを通じて、さまざまな経済活動や地域活動の担い手として活躍する場を創出し、地域の活性化を図ります。

3 取組みにあたっての役割分担

定住・交流の受け皿は、受入体制の整備を含め、市町村が中心となります。県は、その取組みの支援とトータルでの情報発信等を担います。

特に、首都圏でのイベントや相談会等、市町村が個々で開催するのは難しいことから、県が全体をコーディネートして推進します。

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・県トータルとしての情報発信 ・市町村の取組み支援（定住交流アドバイザーの派遣、各地方振興局における定住交流サポーターズのフォロー等） ・県、市町村、企業、民間団体、NPO等をコーディネートし、ALL いわてによる推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村独自の情報発信 ・受入体制、支援の整備（起業支援、就農支援、住宅・生活基盤整備、補助制度等） ・住民に対する意識啓発 ・移住者のフォロー
企業	県民
<ul style="list-style-type: none"> ・移住者の経験、技術を活用した経営 ・県産材料の活用 ・岩手出身者の雇用拡大 	<ul style="list-style-type: none"> ・移住者の受入理解 ・県産品の購入 ・もてなし、ホスピタリティの向上

VI 世界に誇れる「岩手の環境」の実現

VI 世界に誇れる「岩手の環境」の実現

指標名に続く数値は、
現状値(H18)⇒目標値(H22)

26 新たな環境産業の創出

【指標：環境関連ビジネスモデル確立件数 0⇒2件】

- ①産学官連携による技術開発の推進
- ②ビジネスモデルの構築
- ③環境関連製品の販売促進など、環境関連産業に取り組む企業を支援
- ④環境技術による国際貢献

27 バイオマスなど新エネルギーの利活用促進

【指標：県内エネルギー消費量に対する新エネルギーの導入割合 7.5⇒10.3%】

- ①新エネルギーの利活用促進
- ②地域のバイオマスの総合的な利活用の促進

28 地球温暖化対策の推進

【指標：二酸化炭素排出量(1990年比) (50.1⇒△8.0%)】

- ①家庭における取組みの促進
- ②地域における取組みの促進
- ③事業者における取組みの促進
- ④運輸部門対策の推進
- ⑤県民のエコライフの促進

29 廃棄物対策を通じた循環型地域社会の形成

【指標：産業廃棄物最終処分量 93.4⇒80千トン】

【指標：一般廃棄物最終処分量 ①60⇒43千トン】

- ①ゴミ減量化とリサイクルの促進、ゴミ処理の広域化
- ②不適正処理の未然防止
- ③公共関与の廃棄物処理センターによる支援
- ④青森県境不法投棄廃物の全量撤去

30 多様で豊かな環境の保全

【指標：県民一人ひとりが自然や野生動物を大切にしながら生活することに満足している県民の割合 26.4⇒33%】

【指標：有害大気汚染物質の環境基準達成率 100⇒100%】

【指標：公共用水域のBOD等環境基準達成率 89.5⇒92%】

- ①多様で豊かな自然との共生、野生鳥獣の保護管理対策の推進
- ②自然とのふれあいの促進
- ③森・川・海でつながる流域における環境保全活動の推進
- ④良好な大気・水環境の保全
- ⑤環境負荷低減への自主的取組みの促進

31 歴史遺産の継承と伝統文化の振興

【指標：本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持つ県民の割合 一⇒70%】

- ①世界遺産としての「平泉の文化遺産」の継承と発信
- ②伝統芸能・文化財等の伝承活動の推進
- ③学校における郷土の歴史・文化教育の強化

新たな環境産業の創出

1 目指す姿

本県の多様な資源を積極的に活用しながら、バイオマスの利活用や廃棄物のリサイクルに関する技術・製品の開発、先駆的なビジネスモデルの構築などにより、環境と調和した新たな産業が創出されています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
環境関連ビジネスモデル確立件数	0 件	2 件

【目標値の考え方】

環境関連のビジネスモデル（地域循環型ビジネスモデル及び企業におけるビジネスモデル）を、4年間で2件確立することを目指すもの。

現 状 等

- 平成 19 年に実施した県民意識調査において「リサイクル等の環境関連技術を生かした産業活動が展開されていること」について、約 7 割が重要と回答しています。

2 目指す姿を実現するための取組み

本県の多様で豊富なバイオマスに含まれる有用物質の探索・抽出・活用等の技術やエネルギー関連技術・廃棄物リサイクル関連技術等の開発を産学官連携により積極的に推進します。

また、農林水産業や製造業などの地域産業と密着した地域資源を活用する持続可能なエネルギーシステム、木質バイオマスの熱利用などのバイオマス利活用による新たなビジネスモデルの構築を推進します。

さらに、循環型地域社会の形成や自然エネルギーの導入促進の観点から企業における環境貢献への取組みを進めます。

主な取組み内容

- 産学官連携による技術開発の推進
大学や試験研究機関などの持つ有望シーズを掘り起こすとともに、廃棄物の発生抑制やリサイクル技術の開発など、県内企業による新しい環境分野の技術や商品開発に関する産学官の共同研究を促進します。
- ビジネスモデルの構築
企業主体の先駆的なビジネスモデルの確立を支援するとともに、地域に存在する資源を活用したエネルギーの地産地消など、地域循環型ビジネスモデルの構築を推進します。
- 環境関連製品の販売促進など、環境関連産業に取り組む企業を支援
関係機関と連携しながら、消費者ニーズの高いリサイクル製品やバイオマス活用製品の開発を進めるとともに、販路拡大への支援を強化します。
- 環境技術による国際貢献
環境保健研究センターの有する環境モニタリング等の技術を活用し、環境分野における国際貢献に取り組みます。

3 取組みにあたっての役割分担

新たな環境関連産業の創出のためには、何よりもまず、この分野に取り組もうとする企業の参入が重要となることから、県は、企業や大学などの持つシーズ（種）やニーズを結びつけるコーディネータとしての役割を果たします。

県	市町村	企業	NPOや県民
・企業、大学や地域などの持つシーズやニーズの結びつけ（コーディネータ）	・それぞれの市町村における固有の資源を生かした産業の振興	・環境関連産業への積極的な参入 ・環境に配慮した事業活動の展開	・地域のコーディネータとなるNPOの活動 ・NPOと自治体、企業等の連携

バイオマスなど新エネルギーの利活用促進

1 目指す姿

バイオマスや風力などの地域内の資源を活用してエネルギーの地産地消を図ることで、新エネルギーを取り入れた環境にやさしい生活が実現しています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
県内エネルギー消費量（平成22年度省エネ目標値：原油換算3,870千キロリットル）に対する新エネルギーの導入割合	7.5%	10.3%

【目標値の考え方】

県内エネルギー消費量のうち、新エネルギーで賄う量を1割に高めることを目指すもの。

現状

- 本県では、これまで地熱発電等に取り組んできましたが、地球温暖化など環境問題への関心の高まりの中で、太陽光発電や風力発電など環境に優しい新エネルギーの導入が進んでいます。
- 本県では、全国に先駆けてペレットストーブ等の木質バイオマス利用機器の積極的な導入支援に取り組んでいます。

2 目指す姿を実現するための取組み

エネルギーの安定供給や地球温暖化防止の観点から、環境負荷の小さい太陽エネルギーやバイオマスエネルギー等の地域に賦存する新エネルギーの利活用を促進します。

主な取組み内容

- 新エネルギーの利活用促進
 - ・ 国等の支援制度を積極的に活用して県営施設への率先導入を推進するとともに、市町村等の小規模なクリーンエネルギー設備導入を支援します。
 - ・ 県民、事業者等を対象とする普及啓発活動を進めるとともに、広く県民による新エネルギーの利活用を促進するための仕組みづくりを進めます。
- 地域のバイオマスの総合的な利活用の促進
 - ・ 木質バイオマスエネルギーについては、産学官の連携のもと、機能性向上に向けた燃焼機器の改良、地域産業への導入促進による利用分野の拡大、安価で安定的な燃料供給体制の整備等を促進しながら、地域循環型の利活用システムを構築します。
 - ・ 家畜排せつ物については、メタン発酵や焼却による電気・熱エネルギー活用を促進するとともに、産学官連携により、イネなど資源作物を原料としたバイオ燃料の製造や利活用に向けた取組みを促進します。
 - ・ 水稻等のセルロース（植物繊維）を活用した、本県オリジナルのバイオ燃料化技術の開発に取り組みます。
 - ・ 市町村のバイオマス等地域資源活用構想の策定を支援し、地域におけるバイオマスの総合的な利活用システムの構築等を促進します。

3 取組みにあたっての役割分担

資源制約が少なく環境負荷の小さい新エネルギーの利活用を促進するため、県、市町村、農林水産業等関係団体や企業が力を合わせた協働の取組みを強化します。

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・新エネルギー導入に係る適切な情報の提供 ・新エネルギーの率先導入と普及啓発 ・市町村等の取組みに対する支援 ・グリーン電力調達やグリーン電力証書等の活用促進 ・新エネルギーの技術開発支援、実用化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの地域特性に応じた新エネルギー利活用方法の提示（ビジョン策定等） ・関連団体、事業者との連携による導入促進 ・新エネルギーの率先導入 ・グリーン電力調達の推進 ・市町村民に対する普及啓発
企業	関係団体・NPO・県民
<ul style="list-style-type: none"> ・行政との連携による地域資源の利活用推進 ・新エネルギー機器のコスト縮減、機能向上 ・新技術開発や実用化、製品開発 ・県民等への新エネルギー普及啓発 ・新エネルギー導入及び利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との連携による地域資源の利活用推進 ・新エネルギー導入及び利活用

地球温暖化対策の推進

1 目指す姿

県民一人ひとりが身近なエコライフの実践に主体的に取り組むとともに、県内各地で県民・事業者・行政の協働による環境にやさしい取組みが進み、「2010年度の二酸化炭素排出量を1990年比で8%削減」という本県の目標が達成されています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
二酸化炭素排出量 (1990 (H2) 年比)	0.1% [®]	△8.0%

【目標値の考え方】

地球温暖化対策への地域からの貢献という観点から、国（6%）を上回る削減を目指すもの。

現状

- 本県の平成16年の二酸化炭素排出量(平成2年比)は、全体では0.1%増ですが、民生業務部門は28.8%増、民生家庭部門は20.3%増、運輸部門は12.5%増となっています。
- 産業部門は7.7%減ですが、依然として部門別では排出量が最多(全体の34.4%)となっています。
- 県民の環境に関する意識は高いものの、その意識が必ずしも具体的な行動に結びついていない状況にあります。

2 目指す姿を実現するための取組み

京都議定書の6%削減約束の期間（2008年（平成20年） - 2012年（平成24年））が迫る中、地球温暖化対策への地域からの貢献の観点から、8%削減の目標達成に向けて岩手県地球温暖化対策地域推進計画（平成17年6月）に基づく施策を強力に展開していきます。

主な取組み内容

- **家庭における取組みの促進**
 県民のライフスタイルの改善を支援するとともに、一人ひとりの具体的実践行動のレベルアップにつながるよう、各種マスメディアとの連携を図りながら、優良取組事例の提供等による普及啓発を行うなど県民運動を一層強力に展開します。
- **地域における取組みの促進**
 県内各地域において、行政、県民、事業者等が連携して日常生活の中で地域の実情に応じた具体的な温暖化対策の取組みを推進する中核となる団体の組織化と、その活動を支援します。
- **事業者における取組みの促進**
 地球環境に配慮した取組みを積極的に行っている事業所の認定制度の普及・推進や省エネルギー等に対する指導・助言、環境マネジメントシステムの普及啓発により、エネルギーの効率的利用に向けた事業者の取組みを促進します。
- **運輸部門対策の推進**
 県民や事業者へのエコドライブの普及を推進するとともに、公共交通機関等の利用促進に取り組めます。
- **県民のエコライフの促進**
 県民（個人・家庭・地域）やNPO等の民間団体、事業所などの主体がそれぞれ自発的に環境に配慮した取組みを実践できるよう、環境学習交流センター・地球温暖化防止活動推進センターを拠点として、環境情報の収集・提供や環境学習・環境保全活動の支援等を総合的に推進します。

3 取組みにあたっての役割分担

地球温暖化問題は、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型のライフスタイルや社会システムの変革を必要としており、削減目標を達成するためには、様々な取組みを早急に、長期にわたり進めていくことが求められます。そのためには、県民・NPO等・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、積極的な参加とパートナーシップに基づいた取組みが展開できるよう強かに支援します。

<p style="text-align: center;">県 環境学習交流センター 地球温暖化防止活動推進センター</p>	<p style="text-align: center;">市町村</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 全県的に展開する温暖化対策の仕組み構築（県） ・ 温暖化対策に関する普及啓発拠点（センター） ・ 市町村・NPO等との協働 ・ 環境学習・環境保全活動の活発化を推進する県全体のコーディネート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に密着した温暖化対策の推進（普及啓発、実践活動支援等） ・ 地球温暖化対策地域協議会等の組織化と支援 ・ NPO等との協働 ・ 地域の実情に即した活動を促進するコーディネート
<p style="text-align: center;">県民・NPO等</p>	<p style="text-align: center;">事業者</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域に密着した温暖化対策の実践 ・ 家庭における地球にやさしいライフスタイルの実践 ・ 地球温暖化対策地域協議会等の組織化 ・ 日常生活において環境に関心を持ち、自発的に環境学習・環境保全活動を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業活動による環境への負荷の点検・省エネ等の着実な実施 ・ 地域の一員としてのNPO等との協働 ・ 事業者が自ら有する環境情報の提供、事業所や工場などを環境学習の場として開放

廃棄物対策を通じた循環型地域社会の形成

1 目指す姿

県民や事業者の各々の役割に応じた取組みと連携のもとで、3Rを基調とした事業活動や生活様式が定着することにより、環境への負荷が低減された循環型地域社会への転換が進んでいます。

3R：廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）

指標	現状（H18）	目標値（H19）
①産業廃棄物最終処分量	93.4千ト	80千ト
②一般廃棄物最終処分量	60千ト ^①	43千ト

【目標値の考え方】

- ① 第二次廃棄物処理計画（平成14年度策定）における基準値（平成11年度）の35%減を目指すもの。
- ② 岩手県総合計画（平成11年度策定）において設定した基準値（平成9年度）の50%減を目指すもの。

現状

- 一般廃棄物の一人1日当たり排出量や処理量は微増で推移し、リサイクル率は伸び悩みの傾向にあります。また、市町村別には、排出やリサイクルの状況に大きな差があります。
- 産業廃棄物については、排出量は概ね横ばいの中、最終処分量が減少するなど、廃棄物の排出抑制、再生利用の取組みが進展しています。また、産業廃棄物の不適正処理が後を絶たない状況にありますが、監視指導を強化するなど厳正な対応を行ってきたことにより、早期発見、早期解決の傾向にあります。
- 青森県境産業廃棄物不法投棄事案に対応し、地域の生活環境の保全を図るため、県の代執行による廃棄物の早期全量撤去等により、平成24年度までの原状回復に向けて取り組んでいます。

2 目指す姿を実現するための取組み

循環型地域社会の形成を進めるためには、廃棄物の発生抑制、再使用やリサイクルなど循環的な利用と適正処理により、環境に与える影響を最小限度に抑える必要があります。

このため、県民、市町村、事業者による3Rへの取組みを支援、誘導するとともに産業廃棄物に係る監視指導の強化及び処理体制の整備を推進します。

主な取組み内容

- **ごみの減量とリサイクルの促進**
 - ・ 県民のライフスタイルが3Rを基調とするものに転換されるよう「もったいない」という古くからの智慧を様々なかたちで普及啓発します。
 - ・ 市町村に対しては、地域の実情に応じた減量化施策の助言やごみ処理有料化の導入支援などを行います。
 - ・ 事業活動のゼロエミッション化の支援やリサイクル事業者に関する情報の提供等により、事業者の廃棄物の発生・排出抑制やリサイクル促進の取組みを促進します。
- **不適正処理の未然防止**

処理業者や処理施設の情報公開の促進や排出事業者の自主管理を促す取組みを徹底するとともに、産廃Gメンの配置や広域連携によるパトロールの実施と衛星監視システムの実用化等により監視指導を強化し、不適正処理の早期発見、早期対応を図ります。
- **公共関与の廃棄物処理センターによる支援**

産業廃棄物の適正処理と自県（圏）内処理を促進するため、平成21年度稼働を目指し、いわてクリーンセンター第Ⅱ期処分場（奥州市）とPFI方式による第2クリーンセンター（仮称）（九戸村）の整備を進めます。
- **青森県境産業廃棄物不法投棄事案に係る原状回復と排出事業者の責任追及**

廃棄物の撤去、汚染土壌対策等を進め、平成24年度までの原状回復を目指します。また、不法投棄廃棄物の排出事業者に対しても、徹底した責任追及を進めます。

3 取組みにあたっての役割分担

ごみの減量化やごみ処理広域化については、市町村と連携した全県的な意識啓発等を行いながら、市町村や地域の実状に応じた支援を行います。

産業廃棄物については、事業者の取組みが重要であることから、自主管理を促進しつつ監視指導を強化するとともに、事業者のニーズに沿った発生抑制やリサイクルに関する支援を推進します。また、廃棄物処理業者の資質向上や公共関与による処理施設の整備を推進します。

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・全県的な意識啓発、情報提供 ・市町村のごみ減量の取組み支援 ・廃棄物の発生抑制等に係る事業者への支援、誘導 ・適正処理に係る事業者への監視、指導 ・適正処理、自県内処理のための体制の整備 ・青森県境不法投棄事案に係る原状回復の代執行 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの適正処理とリサイクル推進 ・住民に対する普及啓発、情報提供 ・家庭ごみ有料化等への取組み ・ごみ処理広域化に向けた取組み ・県との連携による不適正処理の監視
事業者	関係団体
<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における3Rの実践 ・ごみ減量に資する商品等の製造や販売 ・排出する廃棄物の適正処理 	<ul style="list-style-type: none"> ・適正処理のための業界による自主的、自立的な取組み（産業廃棄物協会） ・適正処理、自県内処理の受け皿（廃棄物処理センター）
県民	地域団体
<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活における3Rの実践 ・不法投棄の通報等県が実施する施策への協力 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村との連携、協働によるごみ減量化等の取組み

多様で豊かな環境の保全

1 目指す姿

県民の主体的な取組みにより、きれいな空気や水などが良好に保全され、いわての誇れる森・川・海の豊かな環境が守り育てられているとともに、希少野生動植物等が県民共有の財産として次世代に継承されています。

指標		現状 (H18)	目標値 (H22)
① 県民一人ひとりが自然や野生動物を大切にしながら生活することに満足している県民の割合 (注 県民意識調査で「満足・やや満足」と回答した人の割合)		26.4%	33.0%
② 大気・水の環境基準達成率	有害大気汚染物質の環境基準達成率 (%)	100%	100%
	公共用水域のBOD等環境基準達成率 (%)	89.5%	92.0%

※BOD (生物化学的酸素要求量) : 河川水や排水中の汚れの程度。

【目標値の考え方】

- ① 県民の「満足・やや満足」と回答する割合を「4人に一人」から「3人に一人」に高めることを目指すもの。
- ② 環境基準達成率で全国のトップレベルを目指すもの。

現状

- 自然公園面積が、国立、国定公園、県立自然公園の合計で71,915haと県土面積の4.7%を占めています。また、自然環境保全地域及び環境緑地保全地域(合計6,659ha)を指定し、自然環境の保全に努めています。
- シカ・カモシカによる農林業被害は、五葉山地域を中心として発生しており、近年、被害区域は拡大傾向にあります。クマによる人身・農作物被害も毎年発生しています。
- 森林面積は11,749km²(全国2位)で、県土の約77%(全国7位)を占めていますが、木材価格の低迷などにより、公益的な機能を発揮するため必要な間伐等の実施が遅れています。
- 大気環境は、ほとんど全ての項目で環境基準を達成していますが、光化学オキシダントについては、高濃度化する傾向にあります。
- 水環境は、平成18年度に86河川全てで環境基準を達成していますが、海域での環境基準の達成率が近年低下しているほか、汚水処理人口普及率は、67.3%(平成18年度)と全国平均の82.4%と比べても低く(全国34位)、特に沿岸の市町村の普及率(52.4%)が極めて低いことからさらなる生活排水対策が求められています。

2 目指す姿を実現するための取組み

本県は、豊かで優れた自然に恵まれています。開発の進展や農山漁村の過疎化の進行等とともに、身近な自然や野生生物の保護、森林保全、健全な水循環の確保などが求められています。

このため、これらの保全に向けて、県民等への普及啓発や情報提供を行うとともに、県民、事業者、行政の協働・連携により、良好な環境の保全や自然との共生などに取り組めます。

主な取組み内容

○ 多様で豊かな自然との共生

希少野生動植物について、生息・生育状況等を調査し、絶滅危惧種等の保護保全対策を推進します。また、人とのあつれきが大きくなっている野生鳥獣（クマ、シカなど）について、被害防除対策等を実施し、人との共生を図るとともに、イヌワシ等の希少鳥獣が生息できる環境づくりに取り組みます。

○ 自然とのふれあいの促進

自然環境保全の担い手であるグリーンボランティアの活動を活発化するため、ボランティアの組織化を図り、登山道維持補修等の一体的な取組みを誘導します。また、自然の魅力やイベント情報等を積極的にPRし、自然公園等の利用促進を図ります。

○ 森・川・海でつながる流域における環境保全活動の促進

森から川を経て海に至る健全な水循環が図られるよう、住民への普及啓発や様々な取組事例の情報提供などを行うほか、「いわての森林づくり県民税」を活用した森林の整備や保安林の適切な管理、松くい虫被害の北上阻止、地域の多様な主体が取り組む「農地・水・環境保全向上対策」など、水と緑を守る取組みを促進します。

○ 良好な大気・水環境の保全

- ・ 環境モニタリング調査を実施し、県民に対する情報提供を行うとともに、事業者への適切な指導を行い、良好な大気・水環境の維持・保全に取り組みます。
- ・ 衛生的で快適な生活環境の確保、公共用水域の水質保全を図るため、汚水処理施設の整備手法の見直しを行い、計画的かつ効率的な整備を推進します。
- ・ 北上川の清流化については、国と連携しながら引き続き中和処理を行うほか、県民等の植樹活動により旧松尾鉱山跡地の環境再生を促進します。

○ 環境負荷低減への自主的取組みの促進

住民、事業者、行政が環境問題に対して相互に理解を深め、ともに協力し合いながら、環境保全に向けた意見交換を行う取組みを全県的に拡大・展開するとともに、事業者の環境負荷低減に向けた自主的行動計画の策定や計画に基づく取組みを促進します。

3 取組みにあたっての役割分担

環境の保全にあたっては、県民やNPO等の民間団体、事業者、行政など各主体が各々の役割に応じて自主的に取り組むことが必要です。

このため、県は、このような自主的な活動が一層活発になるよう、普及啓発や情報提供を進めるとともに、ネットワークの構築などを通じて地域の取組みを支援します。

県等	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然・環境の保護保全対策 ・ 人材の育成、組織化等 ・ 情報発信、PR ・ 森林整備や病害虫防除の支援等 ・ 「いわての森林づくり県民税」による公益林整備 ・ 地域住民団体の森林整備への支援 ・ 環境学習・環境保全活動の県全体のコーディネート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県と連携した自然・環境の保護保全対策 ・ 自然とのふれあい施設を利用した行事の実施 ・ 松くい虫防除事業の実施 ・ 地域における農村環境保全活動の推進 ・ 環境負荷低減の自主的取組みの促進 ・ 住民の環境保全意識の醸成
NPO・県民	事業者
<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政と連携した自然・環境の保護保全対策の実施 ・ 森林整備、登山道補修等ボランティア活動 ・ 地域における農村環境保全活動の実践 ・ 日常生活に伴う環境への負荷の軽減 ・ 環境対策にかかる企業への意見提言 ・ 地域の特色を生かした環境学習・環境保全活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然・環境の保護保全に向けた環境負荷軽減の取組みへの協力 ・ 事業活動に伴う環境負荷の軽減、自主的な環境保全活動、従業員の環境教育

歴史遺産の継承と伝統文化の振興

1 目指す姿

郷土への誇りと愛着をもたらす歴史遺産や伝統文化が暮らしの中に根付き、岩手らしさとして広く内外に発信されています。

指標	現状 (H18)	目標値 (H22)
本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持つ県民の割合	— %	70%

【目標値の考え方】

多くの県民が、本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持つことを目指すもの。

現状

- 本県が誇る「平泉の文化遺産」の平成 20 年の世界遺産登録を目指しています。
- 少子・高齢化のもとで、伝統芸能の後継者不足など伝統文化の継承が十分とは言えない状況にあります。

2 目指す姿を実現するための取組み

「平泉の文化遺産」の世界遺産登録を実現し、広く内外に発信していくとともに、学校教育を含めた幅広い県民の参画のもとで伝統芸能や地域文化財など伝統文化振興の基盤づくりを進めます。

主な取組み内容

- 世界遺産としての「平泉の文化遺産」の継承と発信
平成 20 年の世界遺産登録を着実に実現するとともに、適切な保存管理を始め、組織的な調査研究、柳之御所遺跡などの中核遺跡の整備を進め、世界遺産として内外への情報発信を強化します。
- 伝統芸能・文化財等の伝承活動の推進
伝統芸能団体のネットワークづくりや公演機会の充実など伝統芸能の情報発信に取り組むほか、国・県文化財指定を進め、文化財を活用した中心市街地の活性化や観光の振興など地域活性化の取組みを支援します。
- 学校における郷土の歴史・文化教育の強化
伝統芸能の後継者育成を始め、博物館等との連携による体験学習の充実など、学校における郷土の歴史・文化教育を強化します。

3 取組みにあたっての役割分担

県としては、「平泉の文化遺産」の世界遺産登録をはじめ、本県の歴史遺産の継承と伝統文化の振興に向けて、市町村や県民の地域力を生かす仕組みづくりの役割を担います。

特にも、学校教育においては、市町村と連携して郷土の歴史・文化教育の取組みを強化します。

県	市町村
<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産登録の推進 ・普及啓発・情報発信 ・文化財の指定 ・伝統芸能団体の活動支援（公演機会の確保、ネットワーク化） 	<ul style="list-style-type: none"> ・世界遺産登録の推進 ・普及啓発・情報発信 ・文化財等を活用した地域づくりの推進
学校	地域
<ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能、先人、歴史・文化等に係る学習の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統芸能、歴史・文化等の教育への参加